

障がい者支援・えべつ21プラン

第5期障がい福祉計画（平成30年度～平成32年度）

第1期障がい児福祉計画（平成30年度～平成32年度）

平成30年3月

北海道江別市

は じ め に

近年、わが国では障害者差別解消法の施行や障害者総合支援法の改正を始めとした、様々な法整備や制度改正が進められ、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化を続けています。こうした動きの背景には、障がいのある方が地域で安心して、自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指していくことの重要性があげられます。

また、少子高齢化や核家族化が進行し、地域や家庭のあり方の多様化等により、障がいのある方やそのご家族の生活状況やニーズも変化しています。

本市でも、こうした情勢の変化を踏まえるとともに、障がい者福祉計画の基本理念である「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」を更に推進し、障がいのある方が住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく生活を送ることができるまちづくりを実現するための取組みを進めていく必要があります。

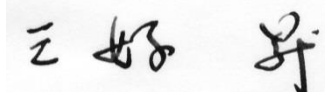
そのため、障害者総合支援法に規定する障がい福祉計画（第5期障がい福祉計画＜平成30年度～平成32年度＞）及び児童福祉法に規定する障がい児福祉計画（第1期障がい児福祉計画＜平成30年度～平成32年度＞）を、障害者基本法に規定する障がい者福祉計画（第4期障がい者福祉計画＜平成27年度～平成32年度＞）の実施計画として策定いたしました。

今後も、地域の実情を踏まえた中で、障がいのある方もない方も、誰もが安全に安心して、いきいきと自分らしく地域で暮らすことができる共生社会を創り上げることができるよう、市民の皆様をはじめ、関係機関の皆様のご理解とご協力をいただきながら、行政も一体となって障がい福祉施策の展開や発展に努めてまいりたいと考えております。

結びに、この計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力をいただきました多くの市民の皆様、並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

江別市長



目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画策定の基本的方向	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の対象者	5
6. 計画策定の過程	6
第2章 障がいのある方の現状	7
1. 障がい児・者数	7
2. 障がい児・者を取り巻く状況	17
第3章 障がい福祉施策などの進捗状況	20
1. 第4期障がい者福祉計画に関する進捗状況	20
2. 第4期障がい福祉計画に関する進捗状況	21
3. 障害福祉サービスの実績	23
4. 地域生活支援事業の実績	26
第4章 障がい福祉の課題	28
1. 意向調査の結果	28
2. 団体ヒアリングの結果	36
3. 課題の整理	39
第5章 計画の基本的な考え方	41
1. 基本理念と基本目標	41
2. 計画の施策体系	42
第6章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画	43
1. 平成32年度の目標値	43
2. 障害福祉サービスの見込み量と今後の取組みの方向性	46
3. 障害児通所支援等の見込み量と今後の取組みの方向性	50
4. 地域生活支援事業の見込み量と今後の取組みの方向性	52

第7章 計画の実現に向けて…………… 55

- 1. 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり…………… 55
- 2. 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり…………… 55

資料編…………… 57

- 1. 障がい者支援・えべつ21プラン（第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画）策定経過…………… 59
- 2. 江別市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿…………… 60
- 3. 江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱…………… 61
- 4. 市民意見募集の結果概要…………… 62
- 5. 江別市内障害福祉サービス等事業所一覧…………… 64
- 6. 用語解説…………… 68

第 1 章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨・背景

江別市では、障がい者施策の推進のため、「障害者基本法^{※1}（昭和 45 年法律第 84 号）」に基づく「障がい者福祉計画」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 29 年法律第 52 号）（以下、障害者総合支援法^{※2}といいます。）」に基づく「障がい福祉計画」を一体的に策定した「障がい者支援・えべつ 2 1 プラン」を軸に、各種施策の展開を図ってまいりました。

このうち、障がい福祉に関する施策の展開、実施について定めた中長期的な計画である「第 4 期江別市障がい者福祉計画」の計画期間は平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間ですが、障害福祉サービス^{※3}の提供に関する具体的な見込み量やサービスを確保する方策を示す「第 4 期江別市障がい福祉計画」の計画期間は平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間であるため、平成 30 年度から 3 年間を計画期間とする「第 5 期江別市障がい福祉計画」を策定いたします。

近年、障がい者施策等に係る法整備では、「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）（以下、難病医療法といいます。）」の施行により、医療費助成の法定化、対象となる難病^{※4}の範囲の拡大がなされたこと、「発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）」の改正により、乳幼児期から成人期に至る発達障がいのある方への切れ目のない支援の重要性が明確に示されたこと、さらに平成 30 年 4 月からは改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（以下、障害者雇用促進法といいます。）」により、法定雇用率^{※5}算定に精神障がい者^{※6}も含まれるようになることなどに伴い、相談や福祉サービス、就労や社会参加への支援対象の拡大やそのニーズの多様化が進んでいます。

また、平成 28 年 4 月からは、障がいを理由とする差別の禁止、合理的な配慮の提供義務などを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）（以下、障害者差別解消法^{※7}といいます。）」が施行されており、あらゆる分野において障がいのある方の権利の保障、人権擁護の観点から様々な施策の推進が求められています。

このような中、第 5 期障害福祉計画に向けた国の指針では、一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく「地域共生社会」の実現に向けた動きや、精神障がい者支援の充実について基本的事項が定められたほか、障がい児支援の一層の充実を図るため、「児童福祉法^{※8}（昭和 22 年法律第 164 号）」において市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。

※ 1 68 ページからの用語解説をご参照ください（※ 2 以降も同様です。）。

<障がい者施策をめぐる近年の法整備>

■ 「障害者差別解消法」の施行 ■

平成25年6月成立。障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めること、事業者への努力義務などが規定されています。平成28年4月1日から施行。

■ 「障害者雇用促進法」の改正 ■

平成25年6月成立。これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取扱いの禁止、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれました。平成28年4月1日から施行（法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える規定は平成30年4月1日から施行）。

■ 「難病医療法」の施行 ■

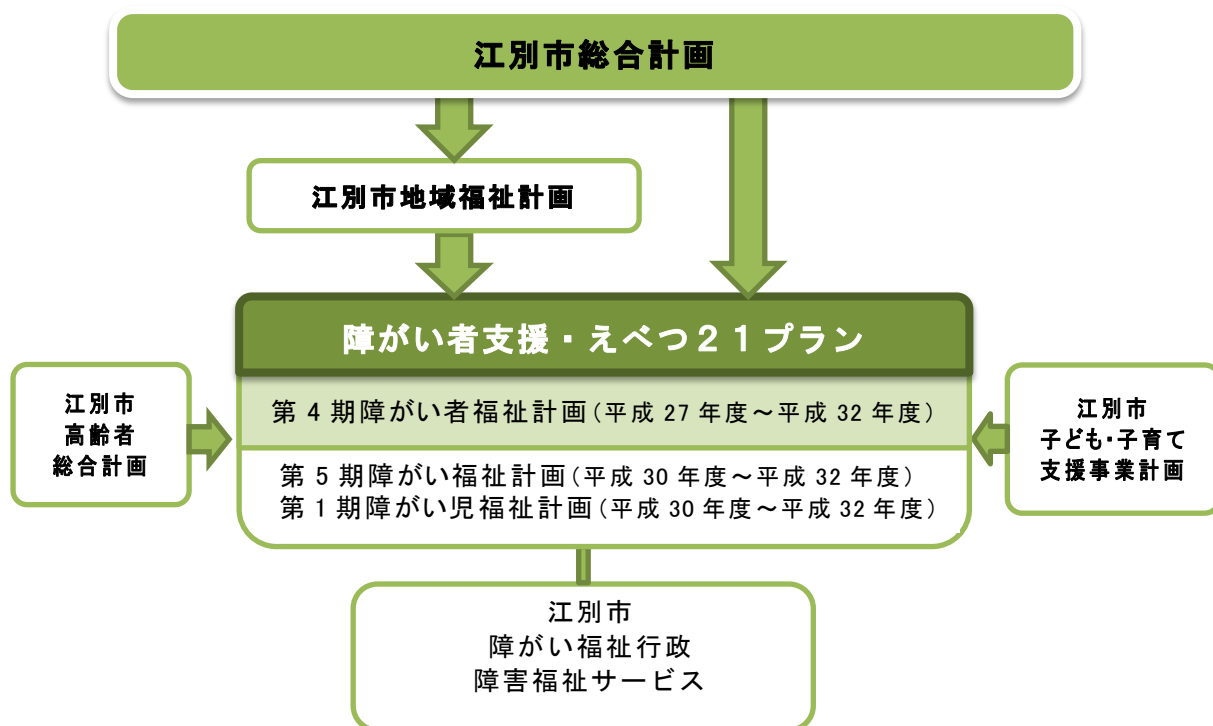
平成26年5月成立。難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すことが理念として掲げられています。また、難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大するとともに、相談や福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実することなどが定められています。平成27年1月1日から施行。

■ 「発達障害者支援法」の改正 ■

平成28年5月成立。自閉症やアスペルガー症候群^{※9}などの人を支える「発達障害者支援法」を10年ぶりに見直し、発達障がい者^{※10}が「切れ目のない支援」を受けられるよう、国・地方自治体に教育現場でのきめ細かい対応や就労の支援などを求めています。平成28年8月1日から施行。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、障害者基本法に基づく「障がい者福祉計画」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定したものであり、本市における障がい児・者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものです。
- 「障がい者福祉計画」は、障がい福祉に関する施策の展開、実施に関する中長期的な計画であり、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、3年を1期として障害福祉サービスや児童通所支援の提供に関する具体的な見込み量やサービスを確保するための方策を示す計画として「障がい者福祉計画」の実施計画的な位置づけとしています。
- 計画の策定に当たっては、国及び道の基本指針を踏まえるとともに、本市の第6次江別市総合計画を上位計画とし、江別市地域福祉計画、江別市高齢者総合計画、江別市子ども・子育て支援事業計画などの関連計画や、多世代や障がいのある方など多様な主体が生涯にわたって安心して生活できるまちづくりを目指す江別版「生涯活躍のまち」構想^{※11}との整合や連携を図ることとしています。



障がい者福祉計画

障害者基本法に基づく市町村障害者福祉計画として策定されるものです。障がい者福祉計画は市の障がい児・者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向性を明らかにするものです。

障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として策定されるものです。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を明らかにするものです。

障がい児福祉計画（新規）

児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画として策定されるものです。障がい児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。

3. 計画策定の基本的方向

(1) 計画策定の基本的な考え方

「第4期障がい者福祉計画」及び「第4期障がい福祉計画」において、基本理念及び基本目標などに共生社会の形成やノーマライゼーション^{※12}の推進などを掲げ、地域社会における共生の実現に向けた取組みを行っています。

本計画においては、計画期間が平成27年度から平成32年度である「第4期障がい者福祉計画」については見直しを行わず、「第4期障がい者福祉計画」の基本理念や基本目標を尊重し、枠組み及び施策を継承することとしています。計画期間が平成27年度から平成29年度である「第4期障がい福祉計画」については見直しを行い、国及び道の定めた基本指針に基づき、サービス見込み量などの数値目標を定めるとともに、必要な施策については追加などを行い、「第5期障がい福祉計画」を策定します。

また、児童福祉法に基づき、発達に不安や障がいのある児童の支援に必要なサービス見込み量などの数値目標を定めた「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

(2) 新制度への対応

本計画の基本理念、基本目標及び施策については、現行計画の基本的な考え方を踏襲しますが、障害者総合支援法や児童福祉法など、関連する法改正に伴う制度改正となる部分については、新たにサービス見込み量などの数値目標の設定やサービス提供体制などの施策について策定します。

(3) 計画策定の視点

今回の計画策定においては、現行の「第4期障がい者福祉計画」及び「第4期障がい福祉計画」の施策の実施状況を点検、評価するとともに障害福祉サービスの提供状況、さらに発達に不安や障がいのある児童の生活実態や意識に関する意向調査や障がい児・者団体のヒアリングなどの結果を踏まえた中で、計画を策定します。

4. 計画の期間

この計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

ただし、国や道の施策の動向や社会情勢の変化などに対応する必要がある場合は、計画の見直しを行います。

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 3 期障がい者福祉計画						第 4 期障がい者福祉計画					
第 2 期 障がい福祉計画			第 3 期 障がい福祉計画			第 4 期 障がい福祉計画			第 5 期 障がい福祉計画		
									第 1 期 障がい児福祉計画		

5. 計画の対象者

「障がい者福祉計画」は、障がいのある方やその家族、地域、企業（事業所）及び行政などすべての個人及び団体を対象とします。

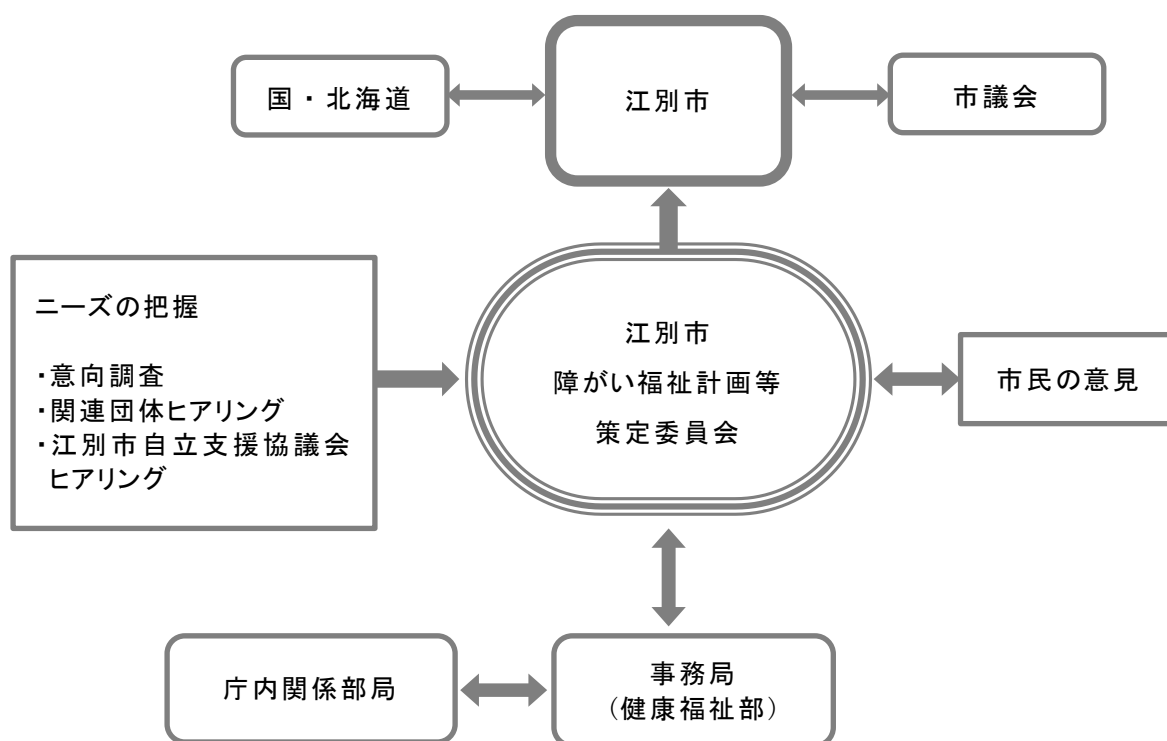
「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第 4 条及び障害者基本法第 2 条第 1 項並びに児童福祉法第 4 条第 2 項に基づき、具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がい^{※13}を含む。）、難病及びその他の心身の機能の障がいがある、その障がいと社会的障壁^{※14}のために、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている江別市内に在住の方々を対象とします。

6. 計画策定の過程

本計画の策定に当たっては、学識経験者、障がい関連団体の代表者及び公募市民などからなる江別市障がい福祉計画等策定委員会を設置し、具体的な検討や審議を行いました。

また、発達に不安や障がいのある児童に対する意向調査、関連団体及び江別市自立支援協議会※¹⁵に対するヒアリングを実施し、その結果を策定委員会における基礎的な検討資料として活用しました。

さらに、計画案を広く公表し、市民から意見や情報を求めるため、パブリックコメントを実施し、市民の皆さんの意向を反映しました。



第2章 障がいのある方の現状

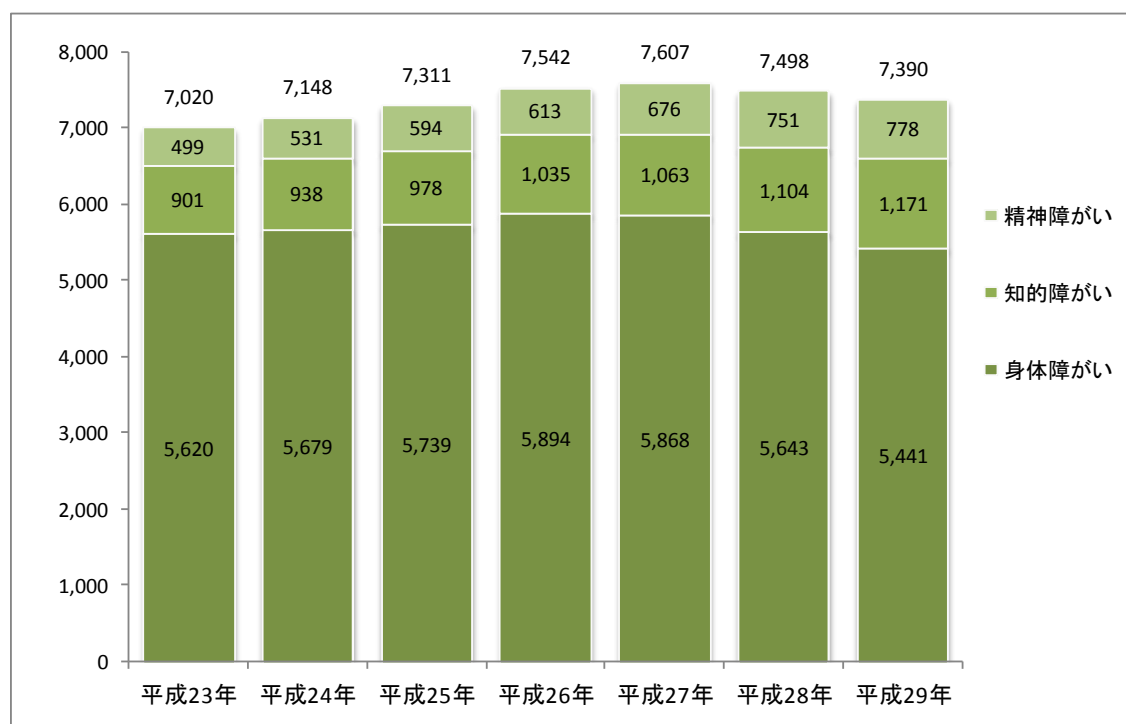
1. 障がい児・者数

(1) 人口と障がい者数

本市の障がい者手帳所持者数（平成29年4月1日現在、18歳未満を含む、以下特に断りのない限り同様）は全体で7,390人、その内訳は身体障がい者^{※16}が5,441人、知的障がい者^{※17}が1,171人、精神障がい者が778人となっています。

総人口に占める割合をみると、身体障がい者は4.58%、知的障がい者は0.99%、精神障がい者は0.65%となっています。知的障がいと精神障がいは増加する傾向が続いていますが、身体障がいは近年では減少に転じています。

障がい者手帳所持者数の推移



(単位：人、%)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	121,610	120,940	120,844	120,197	119,640	119,008	118,784
身体障がい者	5,620	5,679	5,739	5,894	5,868	5,643	5,441
総人口比	4.62%	4.70%	4.75%	4.90%	4.90%	4.74%	4.58%
知的障がい者	901	938	978	1,035	1,063	1,104	1,171
総人口比	0.74%	0.78%	0.81%	0.86%	0.89%	0.93%	0.99%
精神障がい者	499	531	594	613	676	751	778
総人口比	0.41%	0.44%	0.49%	0.51%	0.57%	0.63%	0.65%
障がい者計	7,020	7,148	7,311	7,542	7,607	7,498	7,390
対総人口比	5.77%	5.91%	6.05%	6.27%	6.36%	6.30%	6.22%

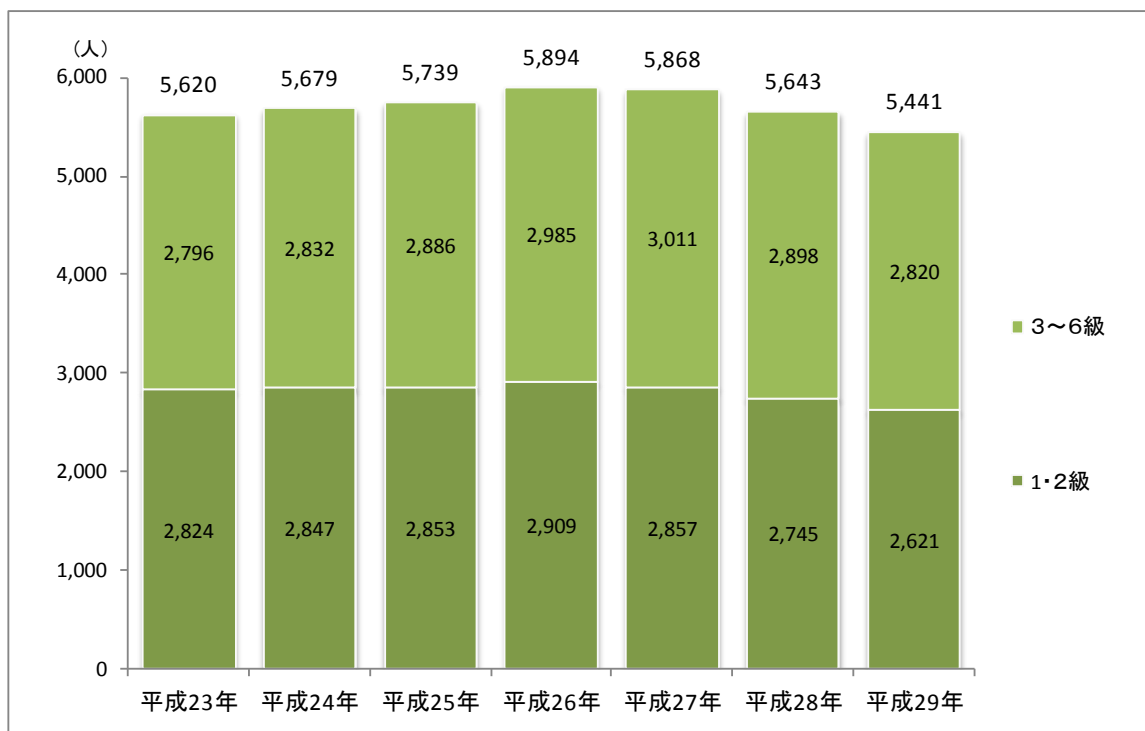
※各年4月1日現在、各障がい者数は手帳所持者数、総人口は住民基本台帳人口

(2) 身体障がい者

身体障がい者についてみると、平成 29 年 4 月 1 日現在の手帳所持者は 5,441 人となっています。障がいの程度別の状況は、1・2 級が 2,621 人（全体の 48.2%）、3～6 級が 2,820 人（同 51.8%）となっています。

平成 24 年まで 1・2 級の割合が 50%を超えていましたが、近年では 3～6 級の占める割合が増加しています。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



（単位：人、%）

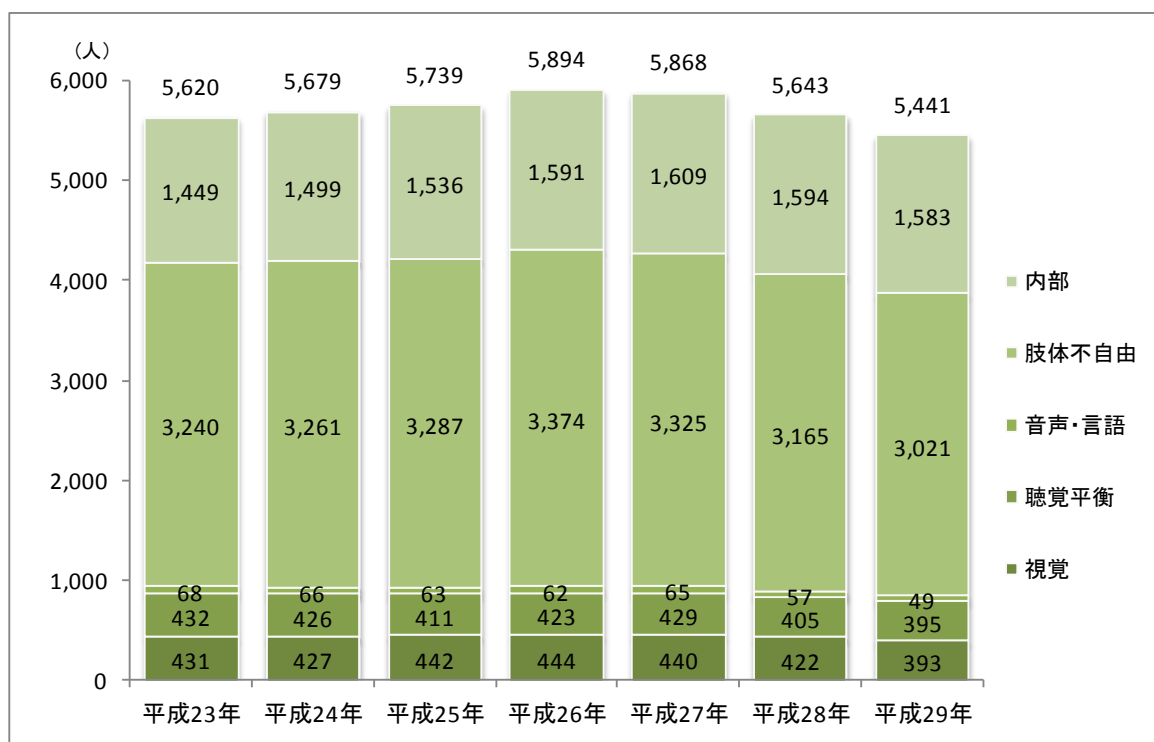
区 分		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人数	1・2級	2,824	2,847	2,853	2,909	2,857	2,745	2,621
	3～6級	2,796	2,832	2,886	2,985	3,011	2,898	2,820
構成比	1・2級	50.2%	50.1%	49.7%	49.4%	48.7%	48.6%	48.2%
	3～6級	49.8%	49.9%	50.3%	50.6%	51.3%	51.4%	51.8%

※各年 4 月 1 日現在、構成比は合計に対する割合

障がい部位別の状況は、肢体不自由が 3,021 人（同 55.5%）、次いで内部障がい
 が 1,583 人（同 29.1%）、聴覚・平衡機能障がい
 が 395 人（7.3%）、視覚障がい
 が 393 人（同 7.2%）、音声・言語機能障
 がいが 49 人（0.9%）となっています。

障がい部位別の構成比には、大きな変化は見られません。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）



（単位：人、%）

区 分		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人数	視覚	431	427	442	444	440	422	393
	聴覚平衡	432	426	411	423	429	405	395
	音声・言語	68	66	63	62	65	57	49
	肢体不自由	3,240	3,261	3,287	3,374	3,325	3,165	3,021
	内部	1,449	1,499	1,536	1,591	1,609	1,594	1,583
構成比	視覚	7.7%	7.5%	7.7%	7.5%	7.5%	7.5%	7.2%
	聴覚平衡	7.7%	7.5%	7.2%	7.2%	7.3%	7.2%	7.3%
	音声・言語	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%
	肢体不自由	57.7%	57.4%	57.3%	57.2%	56.7%	56.1%	55.5%
	内部	25.8%	26.4%	26.8%	27.0%	27.4%	28.2%	29.1%

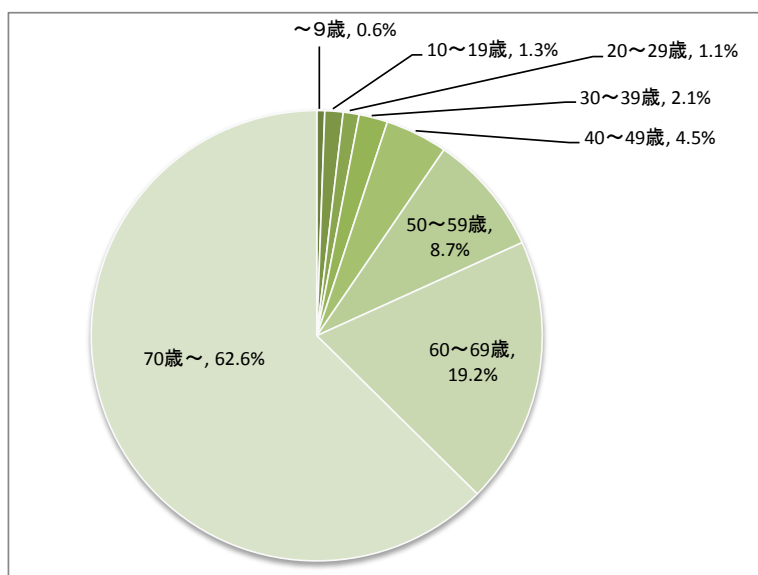
※各年 4 月 1 日現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況を見ると、平成 29 年は 70 歳以上が 3,406 人（同 62.6%）で最も多く、次いで 60～69 歳が 1,044 人（同 19.2%）となっており、60 歳以上が 81.8%となっています。

平成 27 年まで 60 歳以上の身体障がい者は増加する傾向が続いていましたが、ここ数年は減少に転じ、70 歳以上では平成 27 年に比べて 314 人（8.4%）減少しています。

身体障害者手帳所持者数（年齢階級別）



（単位：人、％）

区 分		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人数	～9 歳	39	29	38	32	30	30	31
	10～19 歳	67	71	76	75	74	67	71
	20～29 歳	71	66	64	67	68	63	62
	30～39 歳	154	150	141	133	122	116	112
	40～49 歳	291	278	274	275	269	255	243
	50～59 歳	574	546	532	536	507	472	472
	60～69 歳	1,073	1,078	1,076	1,080	1,078	1,070	1,044
	70 歳～	3,351	3,461	3,538	3,696	3,720	3,570	3,406
構成比	～9 歳	0.7%	0.5%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%
	10～19 歳	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%
	20～29 歳	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%
	30～39 歳	2.7%	2.6%	2.5%	2.3%	2.1%	2.1%	2.1%
	40～49 歳	5.2%	4.9%	4.8%	4.7%	4.6%	4.5%	4.5%
	50～59 歳	10.2%	9.6%	9.3%	9.1%	8.6%	8.4%	8.7%
	60～69 歳	19.1%	19.0%	18.7%	18.3%	18.4%	19.0%	19.2%
	70 歳～	59.6%	60.9%	61.6%	62.7%	63.4%	63.3%	62.6%

※各年 4 月 1 日現在、構成比は合計に対する割合

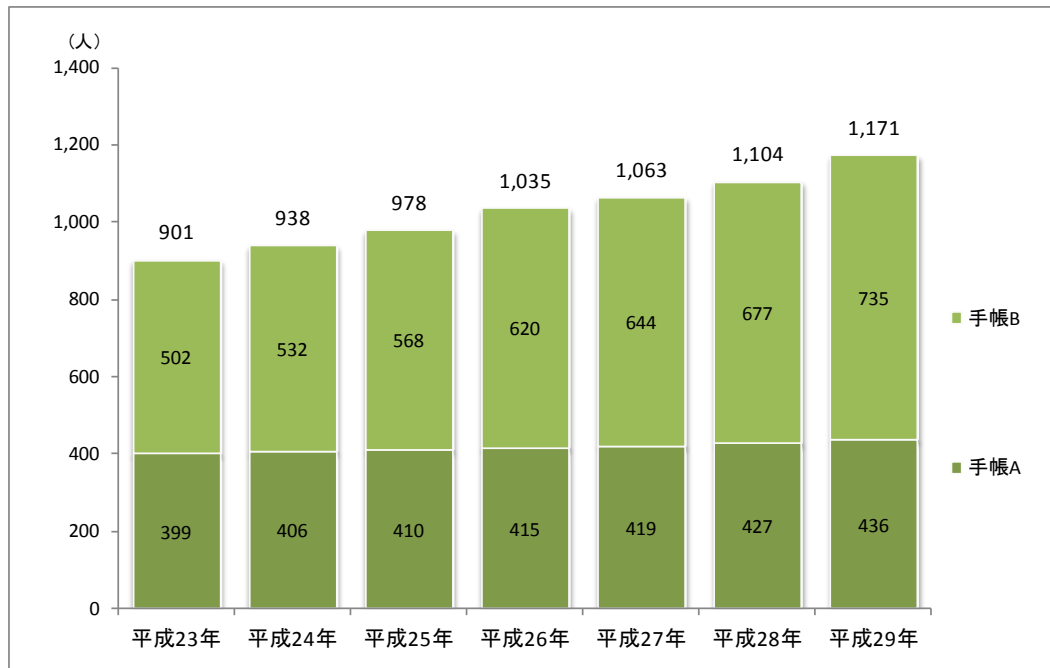
※構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

(3) 知的障がい者

知的障がい者についてみると、平成 29 年 4 月 1 日現在の手帳所持者は 1,171 人となっています。手帳の等級別では、A 判定が 436 人（全体の 37.2%）、B 判定が 735 人（同 62.8%）となっています。

経年変化をみると、B 判定の人数が増加しており、平成 23 年と比較すると B 判定の人数は約 1.5 倍となっています。

療育手帳所持者数の推移（等級別）



（単位：人、％）

区分		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人数	手帳 A	399	406	410	415	419	427	436
	手帳 B	502	532	568	620	644	677	735
構成比	手帳 A	44.3%	43.3%	41.9%	40.1%	39.4%	38.7%	37.2%
	手帳 B	55.7%	56.7%	58.1%	59.9%	60.6%	61.3%	62.8%

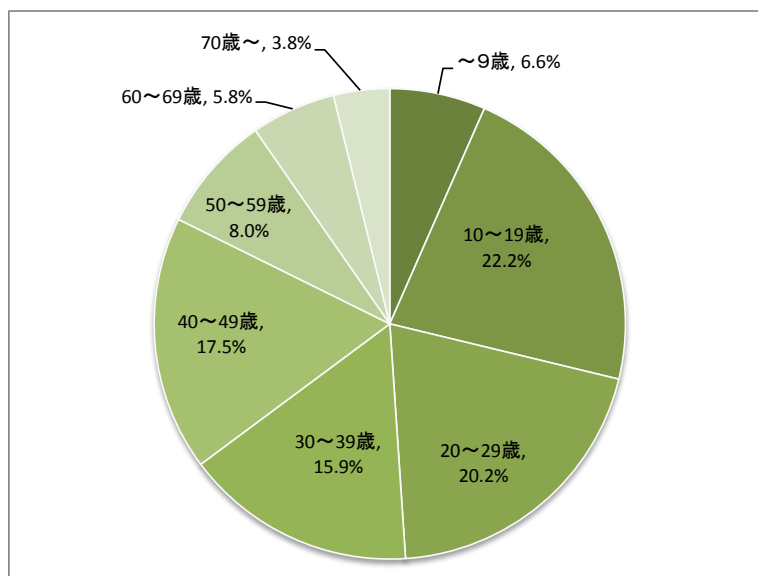
※各年 4 月 1 日現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況を見ると、平成 29 年は 10～19 歳が 260 人（同 22.2%）、20～29 歳が 236 人（同 20.2%）、40～49 歳が 205 人（同 17.5%）と多く、10 代から 40 代までが多くなっています。

経年変化をみると、30 代を除く各年齢層で増加しており、特に 10 代、40～50 代及び 70 歳以上では、平成 23 年と比べて 1.4 倍以上の伸びとなっています。

療育手帳所持者数（年齢階級別）



（単位：人、％）

区 分		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人数	～9 歳	70	67	73	71	72	68	77
	10～19 歳	179	191	201	215	217	228	260
	20～29 歳	190	192	198	216	222	233	236
	30～39 歳	188	189	193	187	184	172	186
	40～49 歳	126	142	150	159	173	199	205
	50～59 歳	66	71	70	82	86	89	94
	60～69 歳	56	57	65	68	67	69	68
	70 歳～	26	29	28	37	42	46	45
構成比	～9 歳	7.8%	7.1%	7.5%	6.9%	6.8%	6.2%	6.6%
	10～19 歳	19.9%	20.4%	20.6%	20.8%	20.4%	20.7%	22.2%
	20～29 歳	21.1%	20.5%	20.2%	20.9%	20.9%	21.1%	20.2%
	30～39 歳	20.9%	20.1%	19.7%	18.1%	17.3%	15.6%	15.9%
	40～49 歳	14.0%	15.1%	15.3%	15.4%	16.3%	18.0%	17.5%
	50～59 歳	7.3%	7.6%	7.2%	7.9%	8.1%	8.1%	8.0%
	60～69 歳	6.2%	6.1%	6.6%	6.6%	6.3%	6.3%	5.8%
	70 歳～	2.9%	3.1%	2.9%	3.6%	4.0%	4.2%	3.8%

※各年 4 月 1 日現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

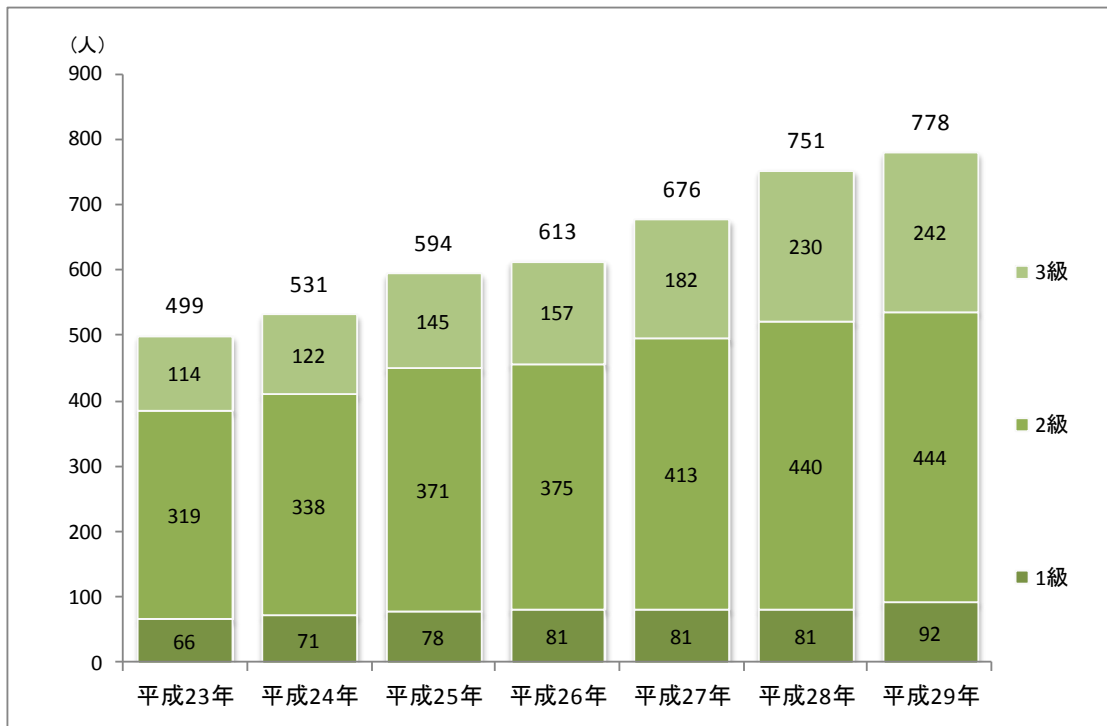
(4) 精神障がい者

精神障がい者についてみると、平成 29 年 4 月 1 日現在の手帳所持者は 778 人となっています。手帳の等級別では、2 級が 444 人（全体の 57.1%）で最も多く、3 級が 242 人（同 31.1%）、1 級が 92 人（同 11.8%）となっています。

平成 23 年と比較すると 3 級の占める割合が増加しています。

このほか、手帳の有無にかかわらず自立支援医療（精神通院）制度（通院による精神疾患の医療に対し、医療費の一部を公費で負担する制度）を利用している人数は、平成 29 年 4 月 1 日現在 2,040 人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



（単位：人、%）

区 分		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人数	1 級	66	71	78	81	81	81	92
	2 級	319	338	371	375	413	440	444
	3 級	114	122	145	157	182	230	242
構成比	1 級	13.2%	13.4%	13.1%	13.2%	12.0%	10.8%	11.8%
	2 級	63.9%	63.7%	62.5%	61.2%	61.1%	58.6%	57.1%
	3 級	22.8%	23.0%	24.4%	25.6%	26.9%	30.6%	31.1%
自立支援医療制度利用者数		1,569	1,580	1,671	1,766	1,846	1,953	2,040

※各年 4 月 1 日現在、構成比は合計に対する割合

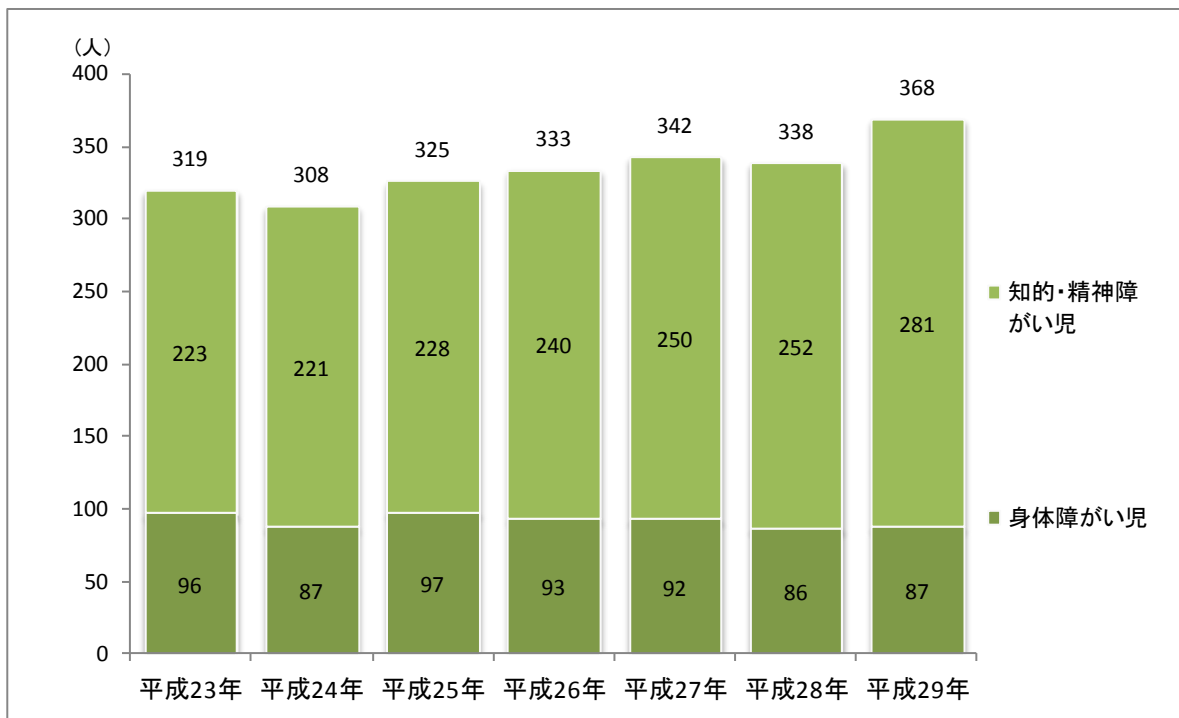
※構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

(5) 障がい児

身体障がい、知的障がい、精神障がいの手帳所持者のうち 18 歳未満の者は、平成 29 年 4 月 1 日現在 368 人となっています。

平成 23 年からの推移をみると、知的・精神障がい児については、58 人（26.0%）増加しています。

障がい児数の推移



(単位：人)

区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
身体障がい児	96	87	97	93	92	86	87
～5 歳	14	11	20	18	18	17	14
6～11 歳	41	34	35	29	24	18	24
12～14 歳	18	23	23	27	25	27	20
15～17 歳	23	19	19	19	25	24	29
知的・精神障がい児	223	221	228	240	250	252	281
～5 歳	21	16	21	17	15	17	18
6～11 歳	78	79	84	92	93	87	100
12～14 歳	55	63	58	61	58	73	74
15～17 歳	69	63	65	70	84	75	89
障がい児計	319	308	325	333	342	338	368

※各年 4 月 1 日現在

(6) 新規の障がい者手帳交付者数

平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 か年の新規の手帳交付者数（合計）は 1,180 人、その内訳は、身体障がい者 773 人、知的障がい者 110 人、精神障がい者 297 人となっており、身体障がい者が 65.5%となっています。

また、年齢階層別にみると、70 歳以上が 479 人（40.6%）となっています。

なお、この 70 歳以上の交付者数については、身体障がい者がほとんどとなっています。

新規の障がい者手帳交付者数の推移

（単位：人、％）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	合計	構成比	
障がい者合計	338	402	440	1,180	100.0%	
身体障がい者計	233	237	303	773	65.5%	
知的障がい者計	32	44	34	110	9.3%	
精神障がい者計	73	121	103	297	25.2%	
障がい者合計 (年齢階層別)	～19 歳	42	44	31	117	9.9%
	20～29 歳	13	21	36	70	5.9%
	30～39 歳	20	31	23	74	6.3%
	40～49 歳	29	36	28	93	7.9%
	50～59 歳	34	41	50	125	10.6%
	60～69 歳	52	81	89	222	18.8%
	70 歳～	148	148	183	479	40.6%

(7) 障がい者数の推計

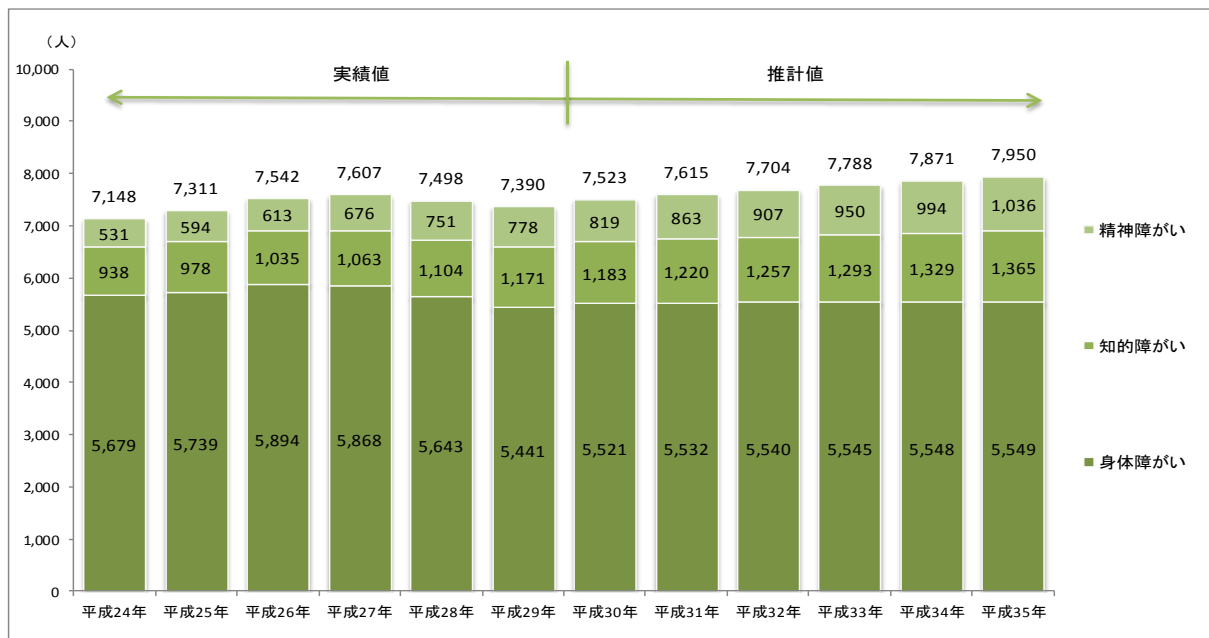
今後の障がい福祉ニーズを把握するため、障がい者数の推計を行いました。

障がい者数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者数とし、平成 27 年の 7,607 人をピークに横ばいからやや減少傾向に転じています。知的障がい者、精神障がい者では、増加が続いています。

推計の結果、身体障がい者はおおむね横ばいに転じるものの、知的障がい者と精神障がい者は増加する傾向を続け、第 5 期障がい福祉計画の終了年度である平成 32 年の障がい者の合計は 7,704 人と見込まれます。

障がい者手帳所持者数の推計結果

- ・身体障がい者は、平成 29 年の 5,441 人から平成 32 年は 5,540 人へと 99 人（1.8%）増加
- ・知的障がい者は、平成 29 年の 1,171 人から平成 32 年は 1,257 人へと 86 人（7.3%）増加
- ・精神障がい者は、平成 29 年の 778 人から平成 32 年は 907 人へと 129 人（16.6%）増加



(単位: 人、%)

区分	実績値						推計値					
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
総人口	120,940	120,844	120,197	119,640	119,008	118,784	118,254	117,785	117,315	116,845	116,376	115,906
身体障がい者	5,679	5,739	5,894	5,868	5,643	5,441	5,521	5,532	5,540	5,545	5,548	5,549
総人口比	4.70%	4.75%	4.90%	4.90%	4.74%	4.58%	4.67%	4.70%	4.72%	4.75%	4.77%	4.79%
知的障がい者	938	978	1,035	1,063	1,104	1,171	1,183	1,220	1,257	1,293	1,329	1,365
総人口比	0.78%	0.81%	0.86%	0.89%	0.93%	0.99%	1.00%	1.04%	1.07%	1.11%	1.14%	1.18%
精神障がい者	531	594	613	676	751	778	819	863	907	950	994	1,036
総人口比	0.44%	0.49%	0.51%	0.57%	0.63%	0.65%	0.69%	0.73%	0.77%	0.81%	0.85%	0.89%
障がい者計	7,148	7,311	7,542	7,607	7,498	7,390	7,523	7,615	7,704	7,788	7,871	7,950
総人口比	5.91%	6.05%	6.27%	6.36%	6.30%	6.22%	6.36%	6.47%	6.57%	6.67%	6.76%	6.86%

※各年 4 月 1 日現在、各障がい者数は手帳所持者数、平成 30 年以降は推計値

【推計方法】平成 20 年から平成 29 年までの障がい別の手帳所持者数及び総人口に占める割合の推移をもとに回帰分析により推計(総人口は同様の期間の実績をもとに回帰分析により独自推計した値を用いている。)

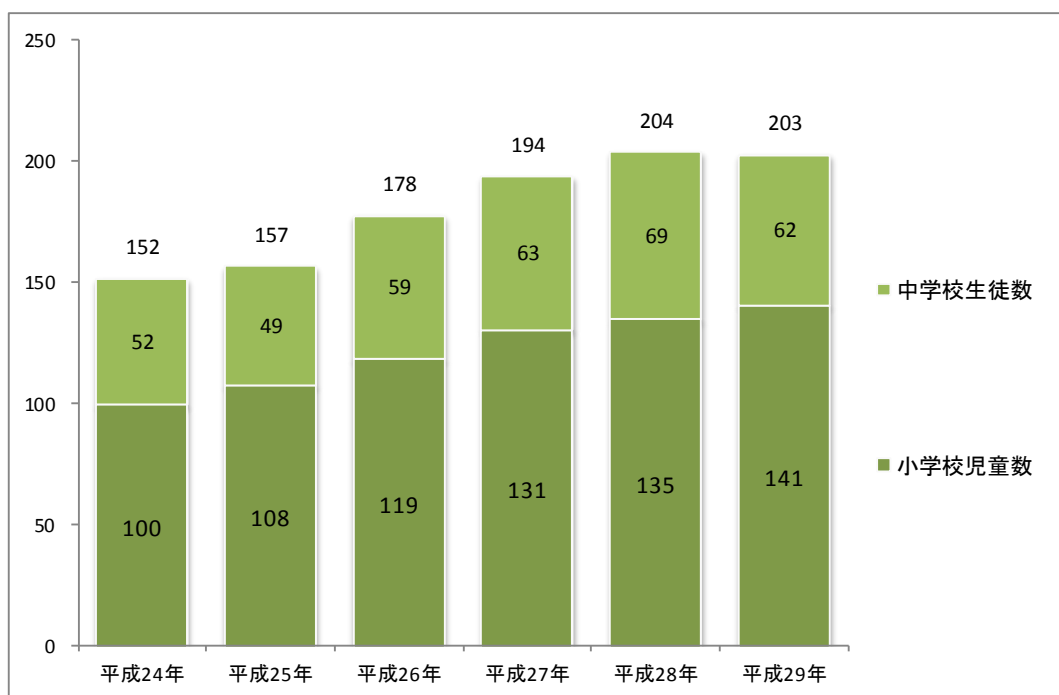
2. 障がい児・者を取り巻く状況

(1) 特別支援学級^{※18}設置状況

平成 29 年 5 月現在の小学校の特別支援学級数は 46 学級、中学校は 24 学級、合計で 70 学級となっています。在籍児童・生徒数は、平成 29 年 5 月現在、小学校が 141 人、中学校が 62 人、合計 203 人となっています。

特別支援学級数、在籍児童・生徒数ともに増加しており、平成 29 年の特別支援学級数は平成 24 年の 1.9 倍、在籍児童・生徒数は同 1.3 倍となっています。

特別支援学級設置状況等の推移



(単位: 人、学級)

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小学校児童数	100	108	119	131	135	141
中学校生徒数	52	49	59	63	69	62
計	152	157	178	194	204	203
小学校学級数	25	29	36	44	45	46
中学校学級数	12	11	16	22	24	24
計	37	40	52	66	69	70

※江別市教育委員会調べ、各年 5 月 1 日現在

障がい区分別の児童・生徒数をみると、小学校・中学校ともに知的と自閉症・情緒が多くなっています。

通級指導^{※19}児童数は、平成24年は70人でしたが、平成29年は103人となっており、こちらも増加する傾向が続いています。

児童・生徒数の推移（障がい区分別）

（単位：人）

区 分		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小学校	知 的	58	57	54	58	56	62
	自閉症・情緒	32	38	52	59	66	68
	肢 体	9	10	9	8	8	6
	その他	1	3	4	6	5	5
	計	100	108	119	131	135	141
中学校	知 的	27	30	32	30	33	31
	自閉症・情緒	23	17	20	27	29	24
	肢 体	2	2	6	4	5	5
	その他	0	0	1	2	2	2
	計	52	49	59	63	69	62

※江別市教育委員会調べ、各年 5 月 1 日現在

通級指導児童数の推移

（単位：人）

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
大麻東小学校	30	34	49	55	54	53
中央小学校	40	43	40	46	44	40
江別第一小学校	-	-	-	-	-	10
合 計	70	77	89	101	98	103

※江別市教育委員会調べ、各年 5 月 1 日現在

※江別第一小学校は平成 28 年 4 月開校

(2) 難病患者

平成27年1月の「難病医療法」の施行により、助成対象となる「指定難病^{※20}」の種類はそれまでの56疾病から110疾病と大幅に増え、平成27年7月からは更に増えて306疾病、平成29年4月1日に更に24疾病が追加され、現在は330疾病となっています。

平成29年4月現在の難病患者数（医療費助成受給者数）は1,558人となっています。

医療費助成受給者数の推移

(単位:人)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年
医療費助成受給者数	1,487	1,534	1,558

※江別保健所調べ、各年4月1日

(3) 障がい者雇用

法定雇用障がい者の算定基礎となる労働者数別にみると、それぞれに該当する事業所のうち半数以上は法定雇用率を達成しています。

江別市内企業障がい者雇用状況

区 分	平成26年				平成27年				平成28年			
	事業所数	うち、 法定雇用率達成事業所数	法定雇用義務数	雇用障害者数合計	事業所数	うち、 法定雇用率達成事業所数	法定雇用義務数	雇用障害者数合計	事業所数	うち、 法定雇用率達成事業所数	法定雇用義務数	雇用障害者数合計
法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数												
合計	43	24	89	96	40	22	85	97.5	46	28	96	116.5
50人以上100人未満	23	12	23	28	21	12	21	25.5	25	14	25	32.5
100人以上200人未満	14	9	33	38	14	7	35	37.5	15	10	37	48
200人以上300人未満	4	3	17	19	3	2	13	22.5	4	3	18	23
300人以上400人未満	1	0	7	2.5	1	0	7	2.5	1	0	7	2.5
400人以上500人未満	1	0	9	8.5	1	1	9	9.5	1	1	9	10.5
500人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※北海道労働局調べ、各年6月1日現在

第3章 障がい福祉施策などの進捗状況

1. 第4期障がい者福祉計画に関する進捗状況

「第4期障がい者福祉計画（計画期間：平成27～32年度）」においては、施策の基本目標ごとに達成目標値を設定し、施策の効果的、効率的な展開を図ってきました。平成28年度までの進捗状況は、以下のとおりとなっています。

基本目標	成果指標	初期値 (H26)	目標	H27	H28
総合的ケアマネジメント ※21 体制の確立	1 障害者相談支援事業において専任相談員が受けた年間延相談件数(件)	443	↗	447	596
	2 精神障害者相談員設置事業において専任相談員が受けた年間延相談件数(件)	328	↗	740	473
ノーマライゼーションの 推進による理解と交流 の拡大	3 ボランティア※22 活動の延べ実施人数(人)	6,484	↗	7,670	7,793
	4 手話通訳派遣等社会参加を支援する事業の利用者数(人)	2,562	↗	3,114	3,046
障害福祉サービスの充 実	5 自宅で生活している障がいのある方の人数 (身体・知的・精神)(人)	7,600	↗	7,798	7,637
	6 障がいのある方の福祉サービス利用率(%)	25.0	↗	21.7	23.3
保健・医療サービスの 充実	7 障害児通所支援事業の利用により、児童の 発達が促されたと感じる保護者の割合(%)	97.0	→	98.0	96.0
保育・教育施策の充実	8 子育て環境が充実していると思う保護者の割 合(%)	44.6	↗	43.2	45.7
	9 教育施策に満足している保護者の割合(%)	78.0	↗	83.3	89.8
雇用・就労施策の充実 と就労能力の向上支援	10 障がい者雇用率(法定雇用率達成事業所の 割合)(%)	50.0	↗	55.0	60.9
障がいのある方にやさ しい生活環境とまちづく りの推進	11 市街地整備に満足している市民割合(顔づく り、公園、バリアフリー※23 化、上下水道等) (%)	76.7	↗	77.6	79.1
	12 災害対策が充実し安心と思う市民割合(%)	52.1	↗	52.5	56.3
スポーツ・レクリエーション・文 化活動等 社会参加の 推進	13 障がい者スポーツ大会・教室参加者数(人)	345	↗	633	569
	14 視覚障がい者生活訓練事業参加者数(人)	7	↗	7	14

注1) 目標は、上昇、維持など障がい者施策の基本的方向を定めたものです。

注2) 成果指標は、本市の行政評価システムにおける施策評価又は事務事業評価の指標を用いています。

ただし、「障がい者雇用率(法定雇用率達成事業所の割合(%))」については、北海道労働局に照会した数値です。

2. 第4期障がい福祉計画に関する進捗状況

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの利用量などについて数値目標を定めた計画です。「第4期障がい福祉計画（計画期間：平成27～29年度）」において設定した数値目標の進捗状況（平成28年度末現在）は以下のとおりとなっています。

（1）地域生活移行に係る目標の推移

① 施設入所者の地域生活への移行

平成28年度末の実績は、施設入所者数が195人となっており、入所者数減少数は1人、地域生活移行者数は平成28年度末の実績で累計人数が4人となっています。

施設入所者の地域生活への移行があまり進んでいない要因としては、グループホームの数は増えているものの、現時点では在宅生活から入居する障がいのある方が多いこと、グループホームや施設入所支援に伴う居住地特例^{※24}などの影響があげられます。

項目	数値	備考
全入所者数(A)	196人	平成25年度末の施設入所者数
目標年度全入所者数(B)	188人	平成29年度末の施設入所者数
減少見込数(C)	8人	(A)－(B) ※差引減少見込み数(基準年の4.0%)
地域生活移行者数(D)	24人	施設入所からグループホームなどへ地域移行した者の数(基準年の12.2%)

【実績値】

H26	年度末の全入所者数(B26)	198人	平成26年度末の実績
	入所者数減少数(C)	-2人	(A)－(B26)
	地域生活移行者数(D)	1人	平成26年度以降の累計人数
H27	年度末の全入所者数(B27)	197人	平成27年度末の実績
	入所者数減少数(C)	-1人	(A)－(B27)
	地域生活移行者数(D)	3人	平成26年度以降の累計人数
H28	年度末の全入所者数(B28)	195人	平成28年度末の実績
	入所者数減少数(C)	1人	(A)－(B28)
	地域生活移行者数(D)	4人	平成26年度以降の累計人数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設から一般就労への移行

平成 27 年度の実績は、目標値を上回っています。平成 28 年度は 21 人となり、毎年 20 人程度で推移しています。

項目	数 値	備 考
平成 24 年度の一般就労移行者数	13 人	平成 24 年度において福祉施設(福祉的就労 ^{※25} 施設等)を退所し、一般就労した者の数
[目標値] 目標年度の年間一般就労者数	26 人	平成 29 年度において福祉施設(福祉的就労施設等)を退所し、一般就労した者の数(基準年の 2 倍)

【実績値】

H26	一般就労移行者数	18 人	平成 26 年度末の実績
H27	一般就労移行者数	27 人	平成 27 年度末の実績
H28	一般就労移行者数	21 人	平成 28 年度末の実績

② 就労移行支援事業の利用者数

平成 28 年度末の実績は 90 人となっており、目標値を下回っています。要因としては、就労継続支援 A 型及び B 型の事業所が市内に多く開設しており、その利用者が増えていることがあげられます。

一方で、本市では平成 27 年 8 月から障害者就労相談支援事業を開始し、障がいのある方の就労相談において、その方にあった適切な障害福祉サービスの利用の推進に取り組んでいます。

項目	数 値	備 考
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	85 人	平成 25 年度末において、就労移行支援事業を利用している人数
[目標値] 目標年度の就労移行支援事業利用者数	136 人	平成 29 年度末において、就労移行支援事業を利用している人数(基準年の 1.6 倍)

【実績値】

H26	就労移行支援事業利用者数	96 人	平成 26 年度末の実績
H27	就労移行支援事業利用者数	82 人	平成 27 年度末の実績
H28	就労移行支援事業利用者数	90 人	平成 28 年度末の実績

③ 就労移行支援事業者ごとの就労移行率

平成 27 年度末の実績は 2 箇所、平成 28 年度末の実績は 1 箇所となっており、目標値に近づいています。

項目	数 値	備 考
平成 25 年度末の市内にある就労移行支援事業所数	4 箇所	
[目標値] 目標年度の就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数	2 箇所	平成 29 年度末において、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数 (50%以上)

【実績値】

H26	就労移行率 3 割以上の事業所数	1 箇所	平成 26 年度末の実績
H27	就労移行率 3 割以上の事業所数	2 箇所	平成 27 年度末の実績
H28	就労移行率 3 割以上の事業所数	1 箇所	平成 28 年度末の実績

3. 障害福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	利用人数/月	目標	143	157	173
		実績	146	164	169
	総利用時間/月	目標	2,860	3,140	3,460
		実績	3,137	3,302	3,445
重度訪問介護	利用人数/月	目標	2	2	2
		実績	2	4	5
	総利用時間/月	目標	210	210	210
		実績	301	729	911
同行援護	利用人数/月	目標	18	19	20
		実績	15	18	20
	総利用時間/月	目標	234	247	260
		実績	186	200	255
行動援護	利用人数/月	目標	11	12	13
		実績	16	20	23
	総利用時間/月	目標	198	216	234
		実績	214	235	270
重度障害者等包括支援	利用人数/月	目標	1	1	1
		実績	0	0	0
	総利用時間/月	目標	38	38	38
		実績	0	0	0

※実績値は各年度末の実績（平成 29 年度は 3 月末の見込み）

(2) 日中活動系サービス

		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	利用人数/月	目標	381	393	404
		実績	377	388	398
	延利用日数/月	目標	7,620	7,860	8,080
		実績	7,696	7,799	7,753
自立訓練 (機能訓練)	利用人数/月	目標	1	1	1
		実績	0	0	0
	延利用日数/月	目標	23	23	23
		実績	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用人数/月	目標	9	9	9
		実績	9	7	9
	延利用日数/月	目標	117	117	117
		実績	165	113	152
就労移行支援	利用人数/月	目標	115	125	136
		実績	82	90	97
	延利用日数/月	目標	1,955	2,125	2,312
		実績	1,324	1,494	1,612
就労継続支援 (A型)	利用人数/月	目標	35	40	45
		実績	54	72	78
	延利用日数/月	目標	700	800	900
		実績	1,061	1,361	1,504
就労継続支援 (B型)	利用人数/月	目標	200	210	220
		実績	255	275	294
	延利用日数/月	目標	3,400	3,570	3,740
		実績	4,483	4,675	4,711
療養介護	利用人数/月	目標	24	24	24
		実績	22	21	19
短期入所	利用人数/月	目標	45	45	45
		実績	36	33	32
	延利用日数/月	目標	315	315	315
		実績	170	241	215

※実績値は各年度末の実績（平成 29 年度は 3 月末の見込み）

(3) 居宅系サービス

		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
グループホーム	入居者数/月	目標	122	127	132
		実績	132	144	155
施設入所支援	入居者数/月	目標	192	190	188
		実績	197	195	194

※実績値は各年度末の実績（平成 29 年度は 3 月末の見込み）

(4) 相談支援サービス

		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	利用人数/年	目標	490	590	690
		実績	643	688	711
地域移行支援	利用人数/年	目標	1	2	3
		実績	0	0	0
地域定着支援	利用人数/年	目標	1	2	3
		実績	1	2	2

※実績値は各年度末の実績（平成 29 年度は 3 月末の見込み）

(5) 障害児通所系サービス

		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用人数/月	目標	190	200	210
		実績	229	243	271
	延利用日数/月	目標	760	800	840
		実績	1,466	1,628	1,897
放課後等デイサービス	利用人数/月	目標	168	201	241
		実績	196	246	295
	延利用日数/月	目標	1,344	1,608	1,928
		実績	2,117	2,731	3,245
保育所等訪問支援	利用人数/月	目標	1	1	1
		実績	0	0	0
	延利用日数/月	目標	4	4	4
		実績	0	0	0
医療型児童発達支援	利用人数/月	目標	1	1	1
		実績	0	0	0
	延利用日数/月	目標	4	4	4
		実績	0	0	0
障害児相談支援	利用人数/年	目標	220	260	300
		実績	279	381	472

※実績値は各年度末の実績（平成 29 年度は 3 月末の見込み）

4. 地域生活支援事業^{※26}の実績

		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓蒙事業	実施の有無	目標	有	有	有
		実績	3	4	4
自発的活動支援事業	実施の有無	目標	有	有	有
		実績	1	1	1
相談支援事業					
相談支援事業	実施箇所数	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
自立支援協議会	実施箇所数	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
成年後見制度 ^{※27} 利用支援事業	実利用人数 /年	目標	1	1	1
		実績	1	2	2
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記 ^{※28} 者派遣事業	実利用人数 /年	目標	45	45	45
		実績	53	47	47
手話通訳者設置事業	実設置者数 /人	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	給付件数/ 年	目標	6	6	6
		実績	9	5	5
自立生活支援用具	給付件数/ 年	目標	50	50	50
		実績	32	43	40
在宅療養等支援用具	給付件数/ 年	目標	13	13	13
		実績	15	10	10
情報・意思疎通支援用具	給付件数/ 年	目標	50	50	50
		実績	25	22	30
排泄管理支援用具	給付件数/ 年	目標	2,200	2,200	2,200
		実績	2,517	2,837	2,876
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数/ 年	目標	5	5	5
		実績	8	5	5

※実績値は各年度末の実績（平成 29 年度は 3 月末の見込み）

		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	実施事業所数	目標	58	59	60
		実績	65	72	73
	実利用人数/年	目標	220	225	230
		実績	235	211	205
	延利用時間/年	目標	16,500	16,875	17,250
		実績	19,192	16,996	16,240
地域活動支援センター	実施箇所数	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
	実利用人数/年	目標	6	6	6
		実績	8	8	8
日中一時支援事業	実施事業所数	目標	37	38	39
		実績	38	38	39
	実利用人数/年	目標	175	180	185
		実績	188	178	162
奉仕員養成研修事業					
手話奉仕員	修了者数	目標	30	30	30
		実績	18	33	30
要約筆記奉仕員	修了者数	目標	10	10	10
		実績	5	7	10
点訳奉仕員	修了者数	目標	10	10	10
		実績	7	6	10
朗読奉仕員	修了者数	目標	30	30	30
		実績	51	53	30

※実績値は各年度末の実績（平成 29 年度は 3 月末の見込み）

第4章 障がい福祉の課題

1. 意向調査の結果

第1期障がい児福祉計画の策定に当たり、子どもの日常生活の様子や将来の希望などについてニーズを把握し、計画の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。その主な結果は、以下のとおりです。

【調査の概要】

- ◇調査対象者：障がい者手帳又は児童発達支援等の通所受給者証を持っている子どもの保護者
- ◇調査期間：平成29年8月15日（火）～9月11日（月）
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収
- ◇回収状況：発送数697件、回収数398件、回収率57.1%
- ◇結果の見方：図表中の「n」はその設問の調査数を示します。比率（%）は調査数を分母とし小数点第2位を四捨五入して表示しています。このため、比率の合計が100%にならない場合があります。

【調査結果の概要】

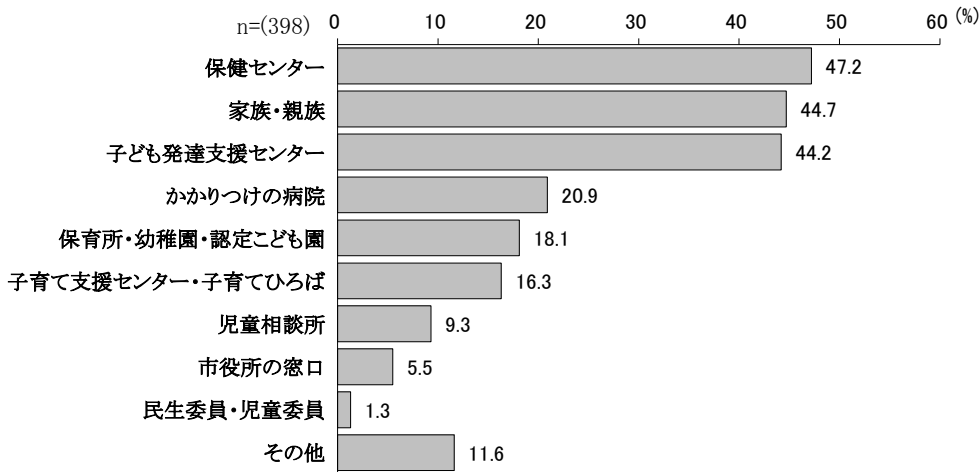
（1）早期発見・早期療育について

- ・気づいたきっかけは、「定期健診（乳幼児健康診査）」が33.4%、気づいた時の子どもの年齢は「1～2歳」が41.5%、「3～5歳」が33.4%と就学前が7割以上
- ・最初の相談先は、家族・親族を除くと、子どもの年齢に応じて、「0歳：病院」→「1～2歳：保健センター」→「3～5歳：子ども発達支援センター」へと推移している。
- ・相談の際、説明してほしかった内容としては、「発育・発達の課題や障がいに関する今後の見通し」84.9%、「障害福祉サービスの仕組みや内容に関すること」52.3%

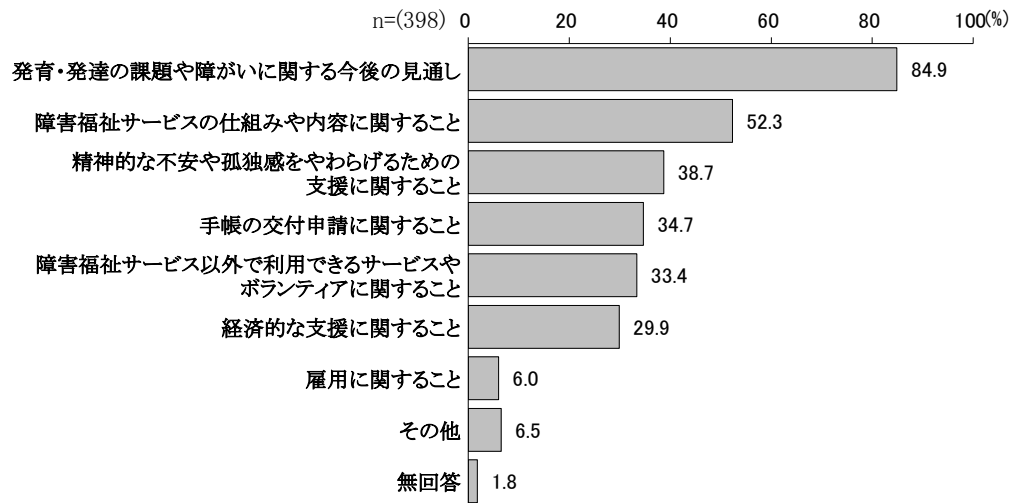
《気づいた時の子どもの年齢》

調査数	（%）					
	0歳	1～2歳	3～5歳	6～11歳	12～17歳	無回答
398	12.1	41.5	33.4	8.0	0.5	4.5

《気づいたときの相談先》



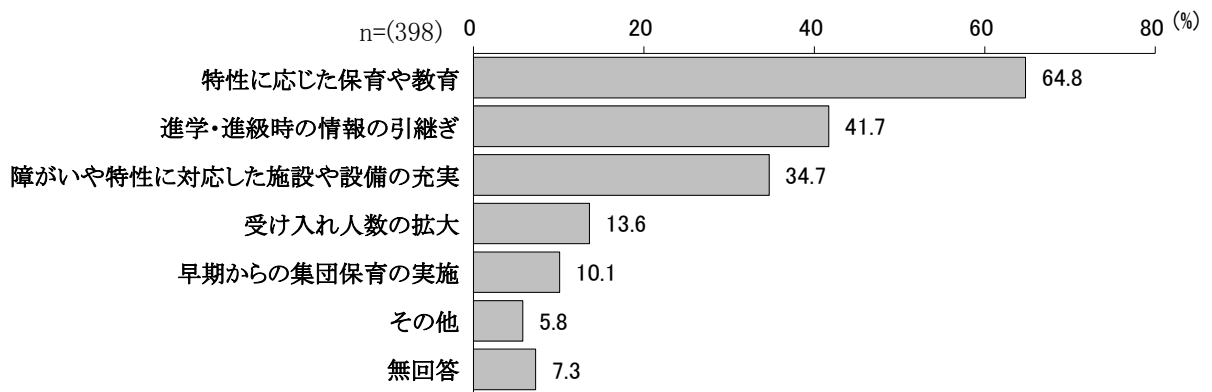
《気づいた時に説明してほしいこと》



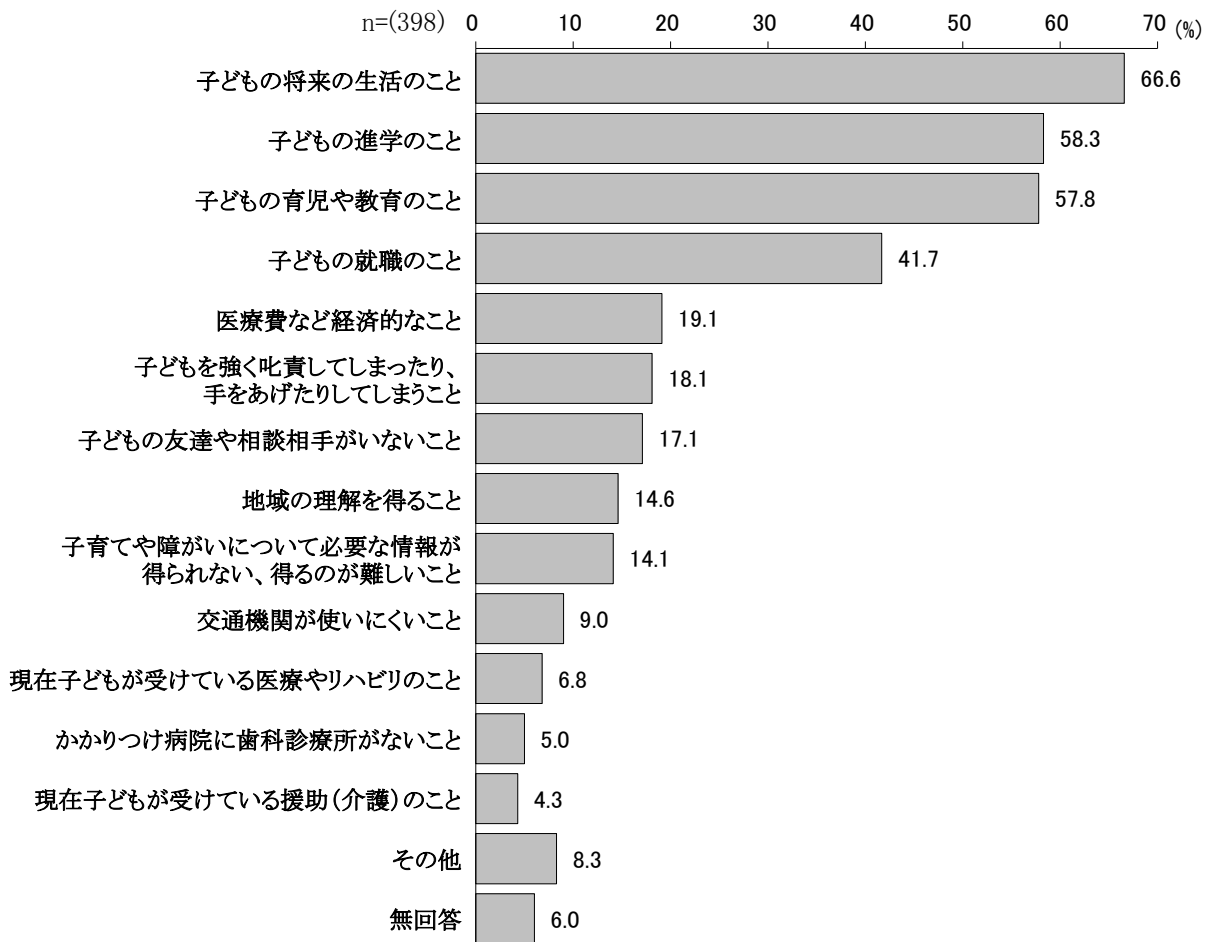
(2) 保育・教育について

- ・中学校卒業後の進路希望は、「高等学校（全日制）へ進学」が 54.2%、「特別支援学校高等部へ進学」が 25.9%
- ・高等学校等卒業後の進路希望は、「就職させたい（アルバイトなどを含む）」が 35.6%、「進学させたい」（24.4%）と「障がい者の施設に通所させたい」（20.0%）が 2 割台
- ・保育や教育への希望は、「特性に応じた保育や教育」が 64.8%、「進学・進級時の情報の引継ぎ」41.7%、「障がいや特性に対応した施設や設備の充実」34.7%
- ・子どもに関する悩みの内容は、「子どもの将来の生活のこと」が 66.6%、「子どもの進学のこと」58.3%、「子どもの育児や教育のこと」57.8%、「子どもの就職のこと」41.7%

《保育や教育への希望や充実させるべき点》



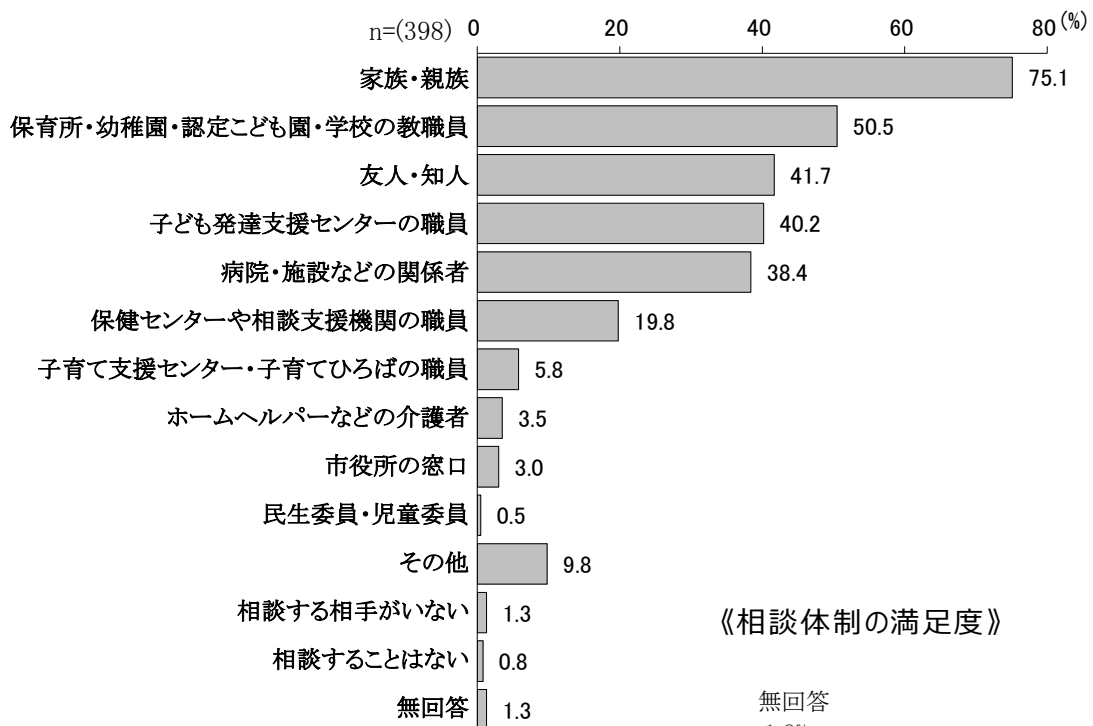
《子どものことで悩んだり困っていること》



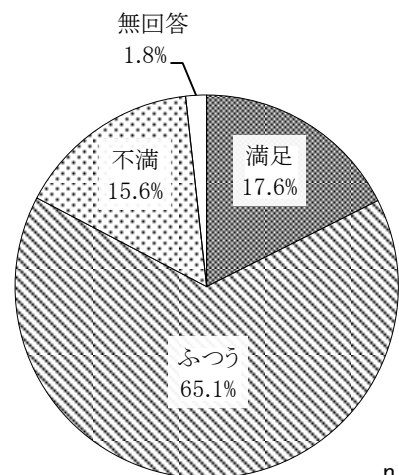
(3) 相談と情報提供、支援について

- ・日常的な相談先は、家族や友人を除くと、「保育所・幼稚園・認定こども園・学校の教職員」50.5%、「子ども発達支援センターの職員」40.2%、「病院・施設などの関係者」38.4%
- ・相談への満足度は、「ふつう」が65.1%。相談機能の充実のためには、「適切なアドバイスができる専門的な人材がいること」が53.3%、「相談からサービス提供まで一貫した支援体制を充実すること」(46.5%)と「気軽に話を聞いてもらえること」(41.2%)が4割台
- ・情報入手手段は、「インターネット」が53.0%、「市の広報や市の窓口」(36.2%)と「家族・知人」(32.2%)が3割台
- ・情報源の満足度としては、「ふつう」が54.8%、「不満」が34.4%。不満の理由は、「情報がどこから入手できるかわからない」が65.0%、「情報が少ない」52.6%、「必要な時に必要な情報が得られない」49.6%

《困ったことや疑問に思うことの相談先》

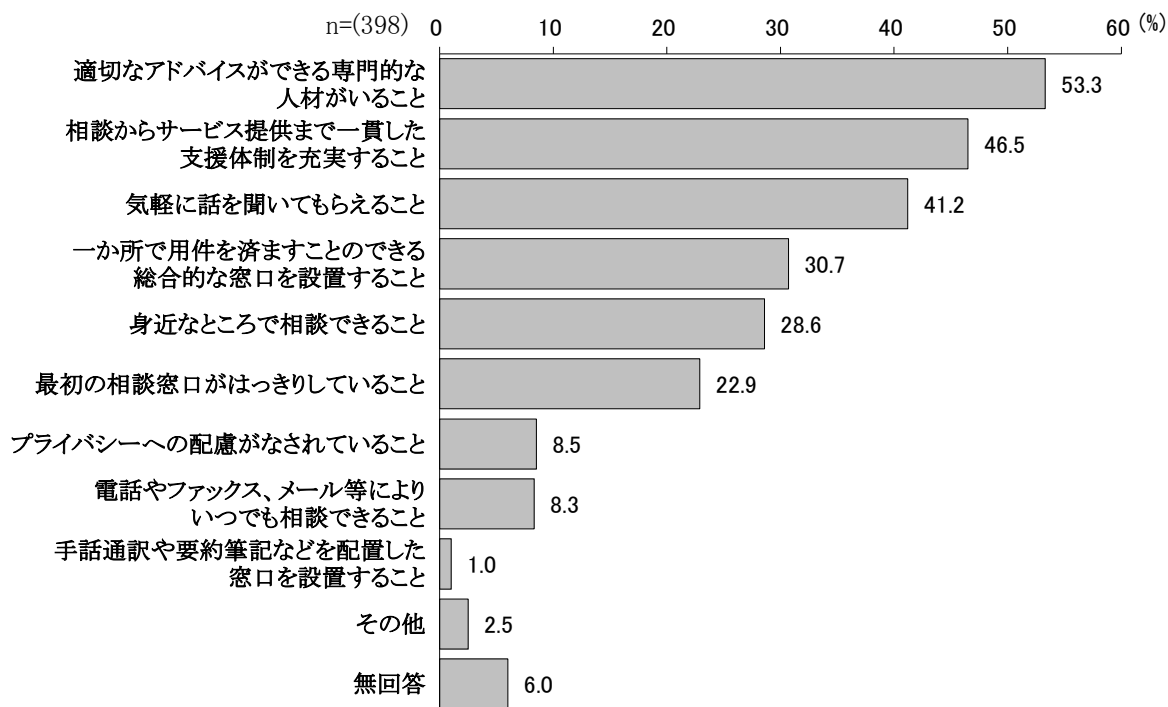


《相談体制の満足度》

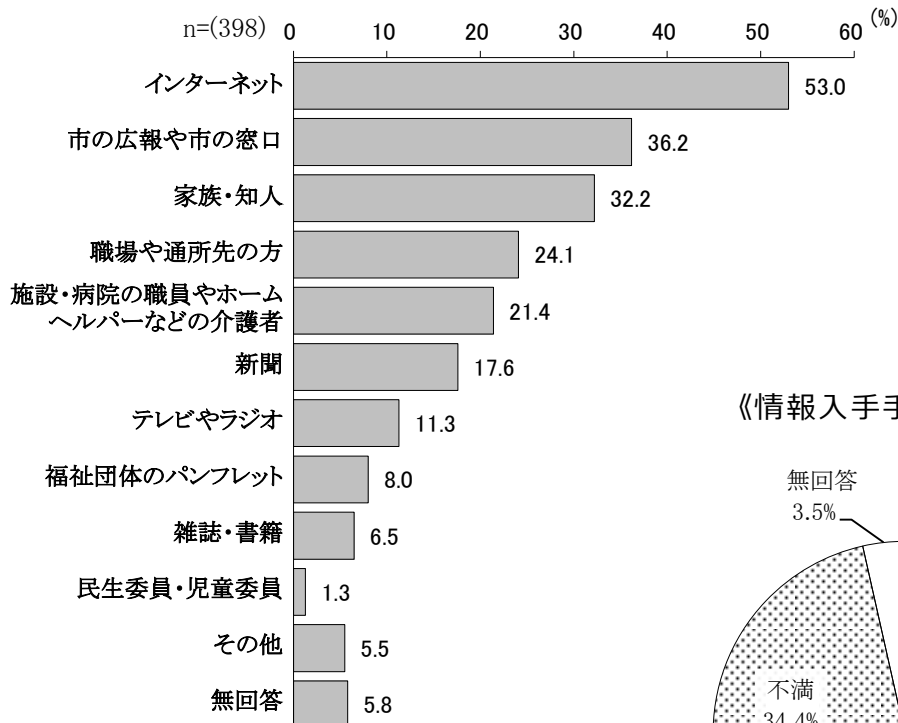


n = (398)

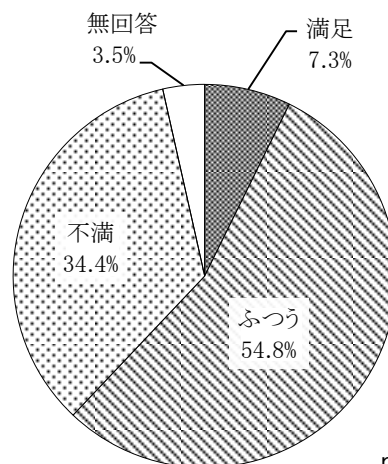
《相談機能を充実させるために必要なこと》



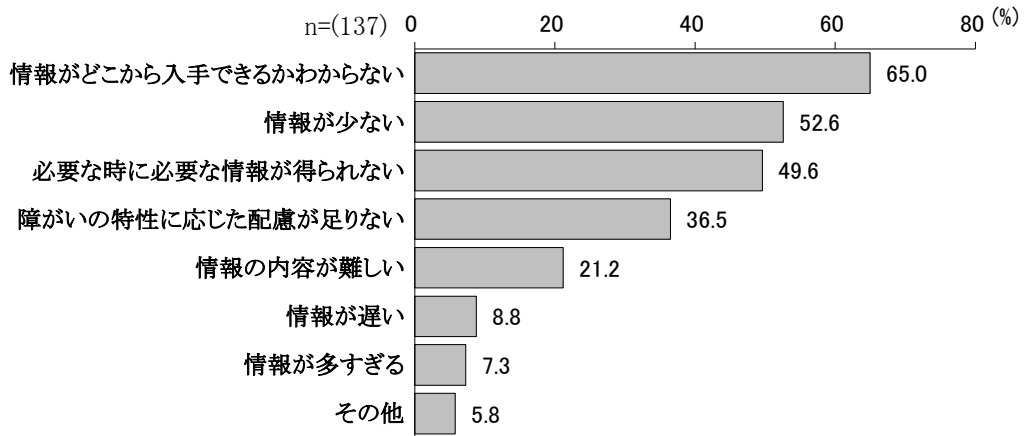
《障がい福祉に関する情報入手手段》



《情報入手手段の満足度》



《情報入手手段への不満の理由》



(4) 福祉サービスについて

- ・現在の利用状況は「児童発達支援・放課後等デイサービス」が 74.9%
- ・今後の利用意向を見ると、ほとんどの項目で利用状況よりも高く、特に「福祉施設などでの就労（就労移行支援・就労継続支援）」、「相談支援」、「福祉施設などでの通所介護（生活介護・自立訓練）」などで利用意向が高くなっている。
- ・充実すべき福祉サービスとしては、「就労能力の向上、就労の場の確保」32.4%、「障がいの程度や生活に応じた障害福祉サービスの提供」31.4%、「日常生活や福祉サービスなどの相談の場」25.9%

《障害福祉サービスの利用状況と今後の利用意向》

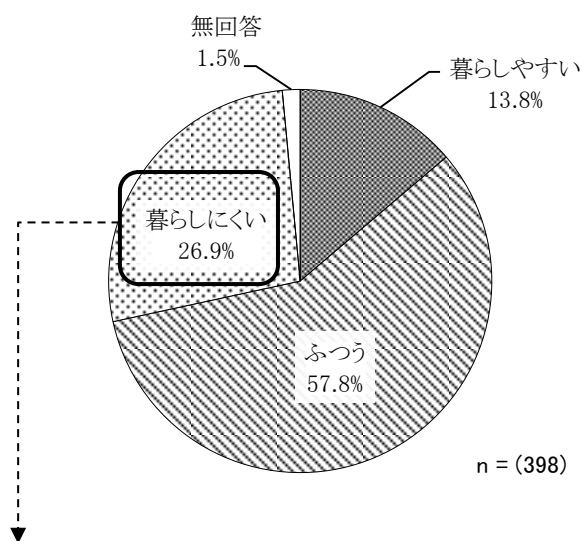
	調査数	ホームヘルプサービス (居宅介護・重度訪問介護など)	福祉施設などでの通所介護 (生活介護・自立訓練)	福祉施設などでの就労 (就労移行支援・就労継続支援)	福祉施設への入所 (施設入所支援・療養介護)	短期入所 (ショートステイ)	共同生活援助 (グループホーム)	相談支援	児童発達支援・放課後等デイサービス	日中一時支援事業	移動支援サービス (移動支援事業・行動援護・同行援護)	無回答
現在の利用状況	398	2.0	1.8	0.8	0.8	2.5	-	10.6	74.9	15.3	12.6	20.6
今後の利用意向	398	4.8	19.1	29.1	8.5	15.6	13.1	30.4	54.0	24.9	16.8	20.1
「意向」-「状況」の差		2.8	17.3	28.3	7.7	13.1	13.1	19.8	-20.9	9.6	4.2	-0.5

※網かけ：20%以上（無回答除く／四捨五入した値）、太字：最も多い

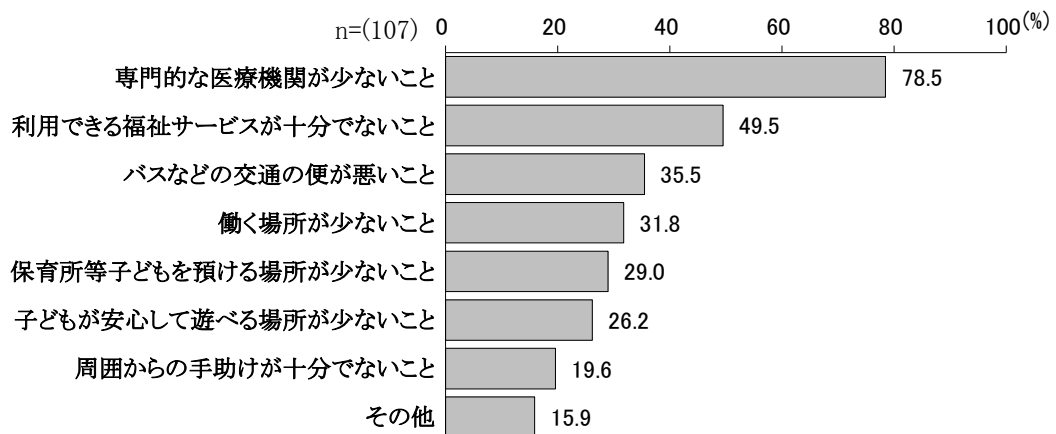
(5) 江別における子どもの生活について

- ・江別のまちの暮らしやすさは、「ふつう」が 57.8%、「暮らしにくい」が 26.9%
- ・暮らしにくい理由は、「専門的な医療機関が少ないこと」が 78.5%、「利用できる福祉サービスが十分でないこと」49.5%、「バスなどの交通の便が悪いこと」35.5%、「働く場所が少ないこと」31.8%
- ・充実すべき施策には、「通常学級にできる限り通えるような支援を充実させること」、「障がいや病気を早期発見し、適切な療育や医療が受けられるようにすること」、「経済的な支援の充実」が 3割台

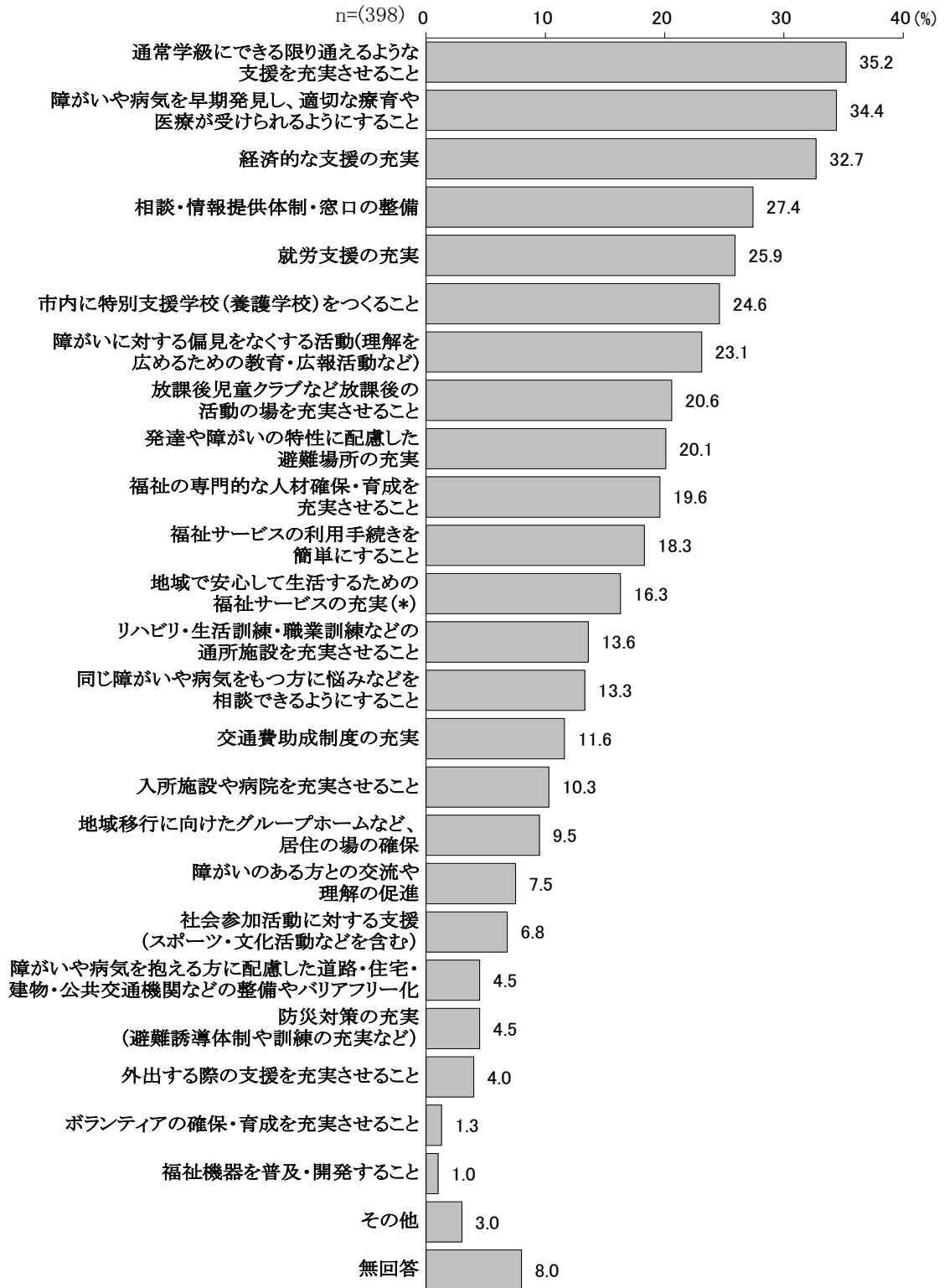
《江別のまちの暮らしやすさ》



《暮らしにくい理由》



《充実すべき施策》



* : ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど

2. 団体ヒアリングの結果

地域の実情や障がいのある方のニーズを踏まえた計画内容とするため、障がい児・者団体の活動状況や課題などの聞き取りを目的に団体ヒアリングを実施しました。

(1) 江別市自立支援協議会

【実施概要】

- 日時 : 平成 29 年 9 月 20 日 (水)
- 参加者 : 33 名
- 実施方法 : 「まちの中での障がい児・者の暮らしやすさを考えよう！」をテーマに、相談窓口体制と情報提供の充実、まちの中での障がい児・者の暮らしやすさについてグループワークを実施

【主な意見】

○ 相談窓口体制と情報提供の充実について

- ・ 相談窓口の明確化
- ・ 障がい者支援センター^{※29}の一層の周知
- ・ 地域包括支援センター^{※30}にも障がいのある方の相談窓口の設置
- ・ 相談支援事業所専用のパンフレットやホームページの設置
- ・ 相談支援事業所の拡充
- ・ えべっつなび^{※31}の有効活用
- ・ 事業所の空き状況などの情報発信
- ・ 各事業所に専門的な知識を持った職員の配置

○ まちの中での障がい児・者の暮らしやすさについて

- ・ 居宅介護事業所の拡充
- ・ 重度の障がいのある方でも入居できるグループホームの設置
- ・ 公園の遊具（障がい特性に配慮した遊具など）の充実
- ・ 公共交通の充実
- ・ 企業の障がい者への理解の促進
- ・ 市内の大学との連携強化

(2) 障がい福祉に係る関係団体

【実施概要】

- 日時 : ①平成 29 年 10 月 30 日 (月)
②平成 29 年 11 月 15 日 (水)
③平成 29 年 11 月 28 日 (火)
- 参加団体 : ①江別視覚障害者福祉協会、江別身体障害者福祉協会、江別聴覚障害者協会、江別手をつなぐ育成会
②江別市精神障害者回復者クラブ江別空色クラブ
③江別市特別支援学級親の会
- ヒアリング項目 :
 - ・各団体の活動状況と課題
 - ・生活環境の整備について
 - ・生活支援について
 - ・雇用や就労について
 - ・障がいへの理解や交流について
 - ・保健、医療について
 - ・教育や保育について
 - ・計画への要望

【主な意見・要望】

○ 緊急時や災害時の対応について

- ・ 緊急時や災害時に、誰もがスムーズに情報伝達を行える仕組みづくり
- ・ 防災意識の向上のため、防災宿泊体験の実施

○ 生活環境の整備と生活支援について

- ・ 歩道のバリアフリー化や音声信号の整備等、誰もが安全に歩行できる環境づくり
- ・ ガイドヘルパー^{※32}や公共交通の充実等、移動に関する利便性の向上
- ・ グループホームや成年後見制度など、親亡き後も安心して地域で生活できる社会基盤の整備
- ・ 卒業後の通所事業所の拡充
- ・ 総合的な相談窓口の充実や相談員の増員による相談支援体制の充実
- ・ 相談場所、障害児通所支援事業所の整備が進んできていることを評価
- ・ 日曜日に利用できる事業所や放課後等デイサービス事業所の拡充

○ 雇用や就労について

- ・ 福祉的就労事業所の増設及び事業所情報の充実
- ・ ジョブコーチ^{※33}等を活用した安定的就労が可能な環境づくり
- ・ 一般就労可能な企業等の拡充

○ 障がいへの理解や交流

- ・ 手話に関する理解を広めるための様々な啓発
- ・ 誰もが情報を得やすくするための情報機器の活用
- ・ 教育現場での交流事業の継続
- ・ 障がい者の自発的な社会との交流や自助努力の重要性
- ・ 障がい者に対する理解は進んできていると認識
- ・ ヘルプマーク^{※34}、ヘルプカード^{※35}の普及
- ・ 市民の障がいに対する理解の促進

○ 保健・医療について

- ・ 医療費助成の充実
- ・ 手続き時の障がい特性に応じた配慮や手続きの簡素化
- ・ 障がい特性に対応可能な医療機関の拡充

○ 教育・保育について

- ・ 学校の支援体制の充実
- ・ 個別支援保育^{※36}での手厚い支援を評価
- ・ 市内又は近郊に高等養護学校の設置を希望

3. 課題の整理

意向調査及びヒアリングなどの結果から、本計画の策定における障がい福祉の課題を以下のとおり整理しました。

(1) 相談支援と情報提供の充実

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、身近にいつでも気軽に相談できる場、障がいのある方一人ひとりの事情に合った福祉サービスや制度などについて、総合的に対応できる相談窓口や障がいのある方の生活状況やライフステージ^{※37}に合わせた情報提供などが重要です。

相談支援については、充実のためのキーワードとして、「専門的なアドバイス」、「サービスまでつながる一貫性」、「気軽に」といったニーズが多く、相談のしやすさと専門性が求められているといえます。

また同時に、保護者や家族の障がいに関する理解や不安の解消といった精神的なサポートも重要です。

情報については不満が3割に上っており、情報提供体制の充実が必要です。ライフステージや様々な障がいの特性に応じた適切な情報を伝えていくために必要な体制は何か、一人ひとりに必要な時に必要な情報にアクセスできるようにするにはどのような体制が有効か、情報提供のあり方を検討していく必要があります。

(2) 保護者や家族を含めたニーズに合った福祉サービスの提供

障がいのある方が住み慣れた地域で充実した日常生活を送るためには、障がいのある方や家族などの介護者のニーズや意向、障がい特性やライフステージに応じた障害福祉サービスを必要に応じて確実に利用できるような体制整備が必要であり、引き続き、必要なサービスを十分に確保していけるよう、地域の事業者とともに整備していく必要があります。

障がい福祉関係団体の高齢化による活動の縮小傾向や、家族や保護者同士の結びつきが弱まり孤立しやすくなっていることから、支援に当たっては、障がいのある方本人はもとより、保護者や家族に対するきめ細やかな支援、保護者の気持ちに寄り添った支援が必要です。

(3) 障がい児支援の充実

相談先は子どもの年齢に応じて変化していくものであり、各分野の連携とその後の支援内容の引継ぎが必要です。また相談においては、発達課題や障がいに関する今後の見通しという専門的な情報が求められており、障がい児支援体制の充実に向けた検討やネットワークづくりも必要です。

将来的に住み慣れた地域で進学や就職を希望する人は多く、自立を支援する保育・教育が求められています。一人ひとりの特性に応じた保育や教育による支援はもとより、相談・支援機関同士の連携により、療育・保育から教育、さらに卒業後の支援へと、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。

また、保護者、特に母親の就労支援の観点も重要であり、重度の障がいがあっても利用できる放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援など、子どもが安心して過ごせる居場所づくりも地域での課題となっています。

(4) 日中活動や生活の場の充実

福祉施設での就労を含む日中活動の場の確保は、成人期のライフステージにおいて必要とされる大切なサービスであり、一人ひとりに応じた適切な活動の場を確保していく必要があります。

市内の事業者は増えているものの、障がいの程度や特性によっては利用できる事業所が不足していることも事実です。また、親亡き後も安心して生活できる場としてのグループホームの整備に対する要望は継続して見られます。

障がいの種別や程度にかかわらず、だれもが安心して、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、引き続き整備していく必要があります。

(5) 障がいのある方が住みやすい環境づくり

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、障がいのある方の個性と人格が尊重され、市民が障がいへの理解を深め、障がいを理由とした差別などのない環境づくりが重要です。

また、障がいのある方が孤立することのないよう地域全体で支え合う、住みやすい環境づくりが必要です。地域で障がいのある方を支えていくためには何が必要か、当事者の声をもとに暮らしやすさの向上に努めていく必要があります。

第5章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と基本目標

本計画の基本理念と基本目標は、前提となる第4期障がい者福祉計画の期間中であることから、継続して設定します。

<基本理念>

障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成

- ① 障がいのある方の自立を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり
- ② 施設重視の福祉から地域福祉、在宅福祉への着実な転換
- ③ 障がいのある方の自立と社会参加、就労の促進

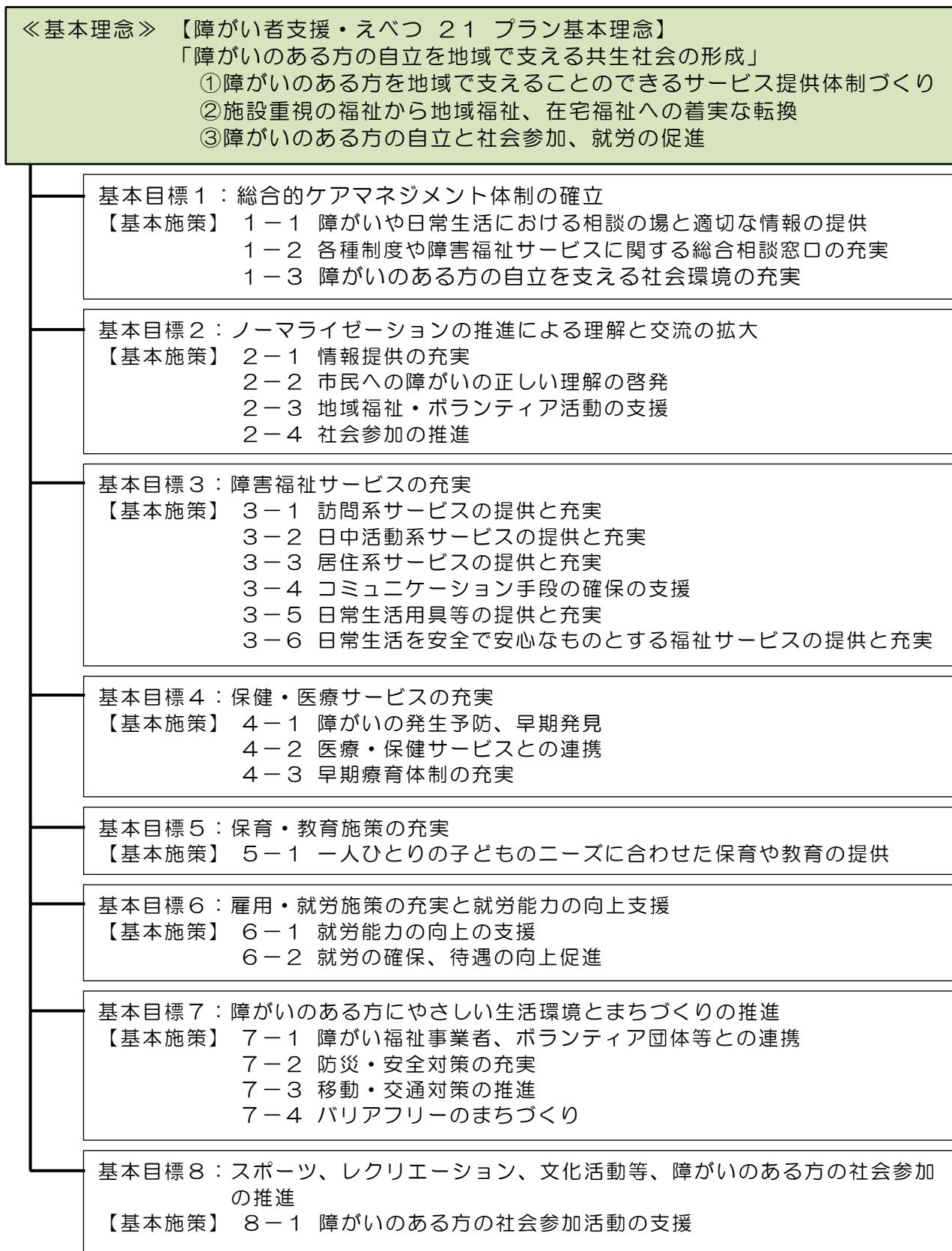
本計画を推進するに当たり、円滑な地域生活への移行や安心して自立した地域生活を継続するために従来の障がい福祉施策、福祉サービスのみならず、新たなニーズへの対応が求められています。

このような状況を踏まえ、すべての市民が障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で共生できるまちづくりを目指します。

<基本目標>

- 基本目標1 総合的ケアマネジメント体制の確立
- 基本目標2 ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大
- 基本目標3 障害福祉サービスの充実
- 基本目標4 保健・医療サービスの充実
- 基本目標5 保育・教育施策の充実
- 基本目標6 雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援
- 基本目標7 障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進
- 基本目標8 スポーツ、レクリエーション、文化活動等、障がいのある方の社会参加の推進

2. 計画の施策体系



第6章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

1. 平成32年度の目標値

ここでは、地域生活への移行や一般就労への移行促進等について、平成32年度末までの目標値を設定します。

目標値の設定に当たっては、国の基本指針に掲げられた目標値を基礎として、本市の実情に応じた目標値を設定しています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【目標値】

項目	数値	備考
平成28年度末の施設入所者数	195人	平成28年度末の実績
平成32年度末の施設入所者数	191人	平成32年度末の見込み
入所から地域生活へ移行する目標人数	18人	平成28年度末の施設入所者数のうち、地域生活へ移行する人数（国の目標は9%以上）
入所者数の削減目標人数	4人	既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き（国の目標は2%以上）

施設入所から地域生活への移行を円滑に進めるためには、その受け皿となる居住の場を確保する必要があります。また、地域で安全・安心な生活を送るためには、日中活動の場も必要です。

このため、障がいのある方が地域で安心できる生活、交流の場の確保として、ボランティアを育成し、障がいのある方が参加しやすい地域交流の仕組みの確立を図るとともに、市民の障がいに対する関心や理解を深めるための周知啓発などに努めます。

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

【目標値】

項目		数値	備考
一般就労移行者	(実績)	8人	平成28年度の実績
	【目標値】	12人	平成32年度中の見込み(平成28年度実績の1.5倍以上)
就労移行支援事業利用者	(実績)	90人	平成28年度末の実績
	【目標値】	110人	平成32年度末において就労移行支援事業を利用する者の数(平成28年度末実績の2割以上増加)
就労移行率が3割以上の事業所数	(実績)	5箇所	平成28年度末の市内にある就労移行支援事業所数
	【目標値】	3箇所	平成32年度中の就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所(市内にある就労移行支援事業所の5割以上)
各年度末の職場定着率	【目標値】	80%	支援開始から1年後の職場定着率(国の目標は8割以上)

障がいのある方の就労支援では、障がいの程度、能力、意欲などに応じた就労の場の確保が必要となることから、教育機関、福祉機関と労働機関など関係機関の連携の仕組みづくりについて、江別市自立支援協議会などの場を活用し、理解促進と情報の共有を図ります。

一般就労が可能と見込まれる障がいのある方には、一般就労に必要な訓練、求職活動及び職場定着の支援を行う就労移行支援事業や相談支援事業の活用を図り、福祉施設から一般就労への移行に努めます。

一般就労が困難と思われる障がいのある方には、就労継続支援事業を活用し、事業所での訓練をととして一般就労へのステップアップを目指します。

中学校や高等学校等を卒業後に就労を希望する障がいのある児童は、教育機関と企業、福祉事業所などの連携により、卒業後の受入れを前提とした就業体験などを行い、就労能力の向上を図り、能力や適性に合った就労へつなげるよう努めます。また、江別版「生涯活躍のまち」構想の推進などにより、住み慣れた地域での訓練や就労などについて、在学中から切れ目のない支援に努めます。

障がいのある方の就労支援では、学校、企業、ハローワークなど関係機関との連携が重要であることから、障がいへの理解促進に向けた啓発活動などの取組みを連携して行い、就労支援の充実に努めます。

(3) 障がい児支援の提供体制の整備

【目標値】

項目	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
重症心身障がい児 ^{※38} を支援する児童発達支援事業所	箇所	1	1	1
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	箇所	1	1	1
医療的ケア ^{※39} 児支援のための協議の場の設置	有無	有	有	有

重度の障がいのある児童が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス事業所で必要な療育や支援を受けられるよう、事業者と連携しながらサービス提供体制の充実に努めます。

また、医療的ケアを必要とする障がいのある児童が、円滑に在宅生活に移行し、安心して暮らせる環境を構築していくため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による協議の場を設置します。医療的ケアが必要な児童は、多分野にまたがる支援の利用調整が必要な場合が多く、総合的かつ包括的な支援を行う必要があるため、北海道などと連携しながら相談支援の体制づくりに努めます。

2. 障害福祉サービスの見込み量と今後の取組みの方向性

(1) 訪問系サービスの提供

【サービスの概要】

区 分	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報の提供や、移動中の支援を行います。
行動援護	知的又は精神障がいによって、行動上著しく困難で常時介護が必要な方に対し、行動の際に必要な援護や移動中の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

【見込み量】

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	利用人数／月	169	176	183	190
	総利用時間／月	3,445	3,596	3,739	3,882
重度訪問介護	利用人数／月	5	8	10	12
	総利用時間／月	911	1,185	1,481	1,777
同行援護	利用人数／月	20	22	27	31
	総利用時間／月	255	264	324	373
行動援護	利用人数／月	23	24	25	25
	総利用時間／月	270	288	300	300
重度障害者等包括支援	利用人数／月	0	1	1	1
	総利用時間／月	0	33	33	33

※平成 29 年度は 3 月末の見込み

(2) 日中活動系サービスの提供

【サービスの概要】

区分	内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活及び社会生活ができるよう、身体機能のリハビリや歩行などの訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活及び社会生活ができるよう、食事や家事などの日常生活能力を向上するための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援などを利用し、一般就労へ移行した障がいのある方が就労を継続するために、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。(平成30年4月1日新設予定)
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【見込み量】

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用人数/月	398	400	405	410
	延利用日数/月	7,753	7,792	7,889	7,987
自立訓練(機能訓練)	利用人数/月	0	1	1	1
	延利用日数/月	0	23	23	23
自立訓練(生活訓練)	利用人数/月	9	9	10	11
	延利用日数/月	152	152	169	186
就労移行支援	利用人数/月	97	100	105	110
	延利用日数/月	1,612	1,682	1,766	1,850
就労継続支援(A型)	利用人数/月	78	81	85	89
	延利用日数/月	1,504	1,562	1,640	1,717
就労継続支援(B型)	利用人数/月	294	312	334	357
	延利用日数/月	4,711	5,000	5,353	5,721
就労定着支援	利用人数/月		15	15	15
療養介護	利用人数/月	19	19	19	19
短期入所	利用人数/月	32	44	44	45
	延利用日数/月	215	247	247	253

※平成 29 年度は 3 月末の見込み

※就労定着支援は、平成 30 年 4 月 1 日から新設予定のサービス

(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

区分	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた障がいのある方が、居宅における生活を営むために、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の相談などにより、必要な情報の提供や助言を行います。(平成30年4月1日新設予定)
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。

【見込み量】

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	利用人数/月		2	2	2
グループホーム	入居人数/月	155	160	171	181
施設入所支援	入居人数/月	194	193	192	191

※平成 29 年度は 3 月末の見込み

※自立生活援助は、平成 30 年 4 月 1 日から新設予定のサービス

(4) 相談支援

【サービスの概要】

区分	内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある方を対象に、サービス等利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリング※40などを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	施設の入所者及び入院中の精神障がいのある方を対象に、地域生活に移行するための活動に関する相談や、地域生活の準備のための外出に対する同行支援、入居支援など、地域生活に向けた準備を支援します。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身の方や家庭の状況などにより支援を受けられない方に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に応じた緊急時の対応など、安定した地域生活のための相談支援を行います。

【見込み量】

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用人数/年	711	765	820	875
地域移行支援	利用人数/年	0	1	1	1
地域定着支援	利用人数/年	2	2	2	2

※平成 29 年度は 3 月末の見込み

(5) 今後の取組みの方向性

障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がいの程度、ニーズ、ライフステージ、家庭状況に応じた障害福祉サービスを効果的に利用することや、家族などの介護者の身体的・精神的な負担軽減や不安解消が重要となります。

このようなことを踏まえ、障がいのある方のみならず介護者などのケアも視野に入れたサービスの提供に向け、事業所や関係機関などとの連携を強化し、体制整備に努めます。

また、計画相談支援においては、利用者数の増加に向けた体制整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制整備、江別市自立支援協議会を中心としたネットワークを活用した相談支援体制の強化や、障がいの特性に配慮して各種サービスや制度に関する情報をわかりやすく提供できるよう努めます。

【サービスの量の確保のための方策】

区 分	内 容
訪問系サービス	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス提供量の確保に努めます。
日中活動系サービス	障がいのある方が地域で安心できる生活を送り、地域生活への移行を推進するために引き続き日中活動の場の確保に努めます。 就労定着支援は新設されるサービスであることから、利用ニーズの把握に努め、必要に応じて江別市自立支援協議会等と協議しながら、必要なサービス提供量の確保に努めます。
居住系サービス	市内の事業者と連携して計画的な整備を進めるとともに、地域において障がいのある方が生活することへの理解を深めるための啓発に努めます。 自立生活援助は新設されるサービスであることから、利用ニーズの把握に努め、必要に応じて江別市自立支援協議会等と協議しながら、必要なサービス提供量の確保に努めます。
相談支援	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、相談支援専門員の増員等を相談支援事業所等と協議しながら、必要なサービス提供量の確保に努めます。

3. 障害児通所支援等の見込み量と今後の取組みの方向性

(1) 障害児通所支援等の提供

【事業の概要】

区分	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な知識・動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児童を対象に、授業終了後又は休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	専門知識を有する指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などの職員に対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における発達支援を行います。(平成30年4月1日新設予定)
障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用するすべての障がいのある児童を対象に、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリングなどを行います。

【見込み量】

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用人数／月	271	299	335	373
	延利用日数／月	1,897	2,093	2,345	2,611
放課後等デイサービス	利用人数／月	295	326	357	389
	延利用日数／月	3,245	3,912	4,284	4,668
保育所等訪問支援	利用人数／月	0	2	2	2
	延利用日数／月	0	4	4	4
医療型児童発達支援	利用人数／月	0	1	1	1
	延利用日数／月	0	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	利用人数／月		1	1	1
障害児相談支援	利用人数／年	472	562	642	722

※平成 29 年度は 3 月末の見込み

※居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年 4 月 1 日から新設予定のサービス

(2) 今後の取組みの方向性

発達に不安や障がいのある児童とその保護者が、住みなれた地域で安全・安心な生活を送るためには、子どもの発達段階や障がいの程度に応じて、きめ細やかな相談や支援を行うことが必要です。

成長の過程にあるこの時期は、本人の状態の変化や周辺環境の変化が著しく、一人ひとりの個性と能力を伸ばす保育や教育による支援はもとより、乳幼児期から学校卒業時までの一貫した支援を行うため、保健・医療・福祉・教育等関係機関が綿密に連携し、療育・保育から教育、さらに卒業後の支援へと、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するよう努めます。

今後も発達支援が必要な児童への相談や支援は非常に重要であることから、電話や相談の場などの各種相談体制や障害児通所支援サービスなど各種支援体制の充実を図るとともに、重層的な地域支援体制づくりのために、地域の療育に関係する機関の支援などを行う中核的な役割を担う機関の検討など、北海道と連携しながら発達支援体制の充実に努めます。

【サービスの量の確保のための方策】

区 分	内 容
児童発達支援 放課後等デイサービス	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、療育内容等を含め事業所等と協議しながら、必要なサービス提供量の確保に努めます。
保育所等訪問支援	必要なサービス提供体制は確保されているため、今後も引き続きサービス提供量の確保に努めます。
医療型児童発達支援	利用ニーズの把握に努め、必要に応じ児童発達支援事業所等と協議しながら、必要なサービス提供量の確保に努めます。
居宅訪問型児童発達支援	新設されるサービスであることから、利用ニーズの把握に努め、必要に応じて児童発達支援事業所等と協議しながら、必要なサービス提供量の確保に努めます。
障害児相談支援	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、相談支援専門員の増員等を相談支援事業所等と協議しながら、必要なサービス提供量の確保に努めます。

4. 地域生活支援事業の見込み量と今後の取組みの方向性

(1) 地域生活支援事業の提供

【事業の概要】

区 分	内 容
理解促進研修・啓発事業	市民に対して障がいのある方に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。(江別市:こころのバリアフリー教室 ^{※41})
自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取組みを支援します。(江別市:精神障害者ボランティア団体活動支援事業)
相談支援事業	障がいのある方などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な支援を行い、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援します。(江別市:障害者相談支援事業、障害者就労相談支援事業)
自立支援協議会	地域の障がい福祉の充実を図るため、地域課題を発掘、その解決に取り組むことを目的とし、障害福祉サービス事業所、医療、教育、雇用等の関係機関により組織する協議会です。(江別市:江別市自立支援協議会運営事業)
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的又は精神障がいのある方に対し、市長申立てや費用助成などにより、成年後見制度の利用を支援します。(江別市:障害者成年後見制度利用支援事業)
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がいのある方などに、手話通訳などの方法により、意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。(江別市:手話通訳者・要約筆記派遣事業、手話通訳者設置事業)
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある方に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。(江別市:障害者日常生活用具給付費) (日常生活用具の主な給付品目) 介護・訓練支援用具 … 特殊寝台、移動用リフトなど 自立生活支援用具 … T字一本杖、入浴補助用具など 在宅療養等支援用具 … 吸入器、吸引器など 情報・意思疎通支援用具 … 拡大読書器、録音再生機など 排泄管理支援用具 … ストマ ^{※42} 用装具、紙おむつなど 居宅生活動作補助用具 … 住宅改修費
移動支援事業	障がいのある方の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動を支援します。(江別市:障害者移動支援事業)
地域活動支援センター	障がいのある方などの創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流活動などを行うものです。(江別市:地域活動支援センター事業)
日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がいのある方の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。(江別市:障害者日中一時支援事業)
奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方などとの交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。(江別市:ボランティア人材養成事業)

【見込み量】

		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修・啓蒙事業	実施の有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有
相談支援事業					
相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	1
自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用人数/年	2	3	3	3
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数/年	47	48	48	48
手話通訳者設置事業	実設置者数/人	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	給付件数/年	5	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数/年	40	45	45	45
在宅療養等支援用具	給付件数/年	10	11	11	11
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	30	31	31	31
排泄管理支援用具	給付件数/年	2,876	2,919	2,924	2,929
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数/年	5	6	6	6
移動支援事業	実施事業所数	73	75	76	77
	実利用人数/年	205	212	214	217
	延利用時間/年	16,240	17,077	17,238	17,479
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用人数/年	8	8	8	8
日中一時支援事業	実施事業所数	39	40	40	41
	実利用人数/年	162	169	178	185
奉仕員養成研修事業					
手話奉仕員	修了者数	30	30	30	30
要約筆記奉仕員	修了者数	10	10	10	10
点訳奉仕員	修了者数	10	10	10	10
朗読奉仕員	修了者数	30	30	30	30

※平成 29 年度は 3 月末の見込み

(2) 今後の取組みの方向性

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、障がいの程度、生活状況やライフステージなど、一人ひとりの事情に合わせた情報提供やアドバイス、各種制度や障害福祉サービスの利用などについて、総合的に対応できる相談窓口などの支援体制が必要です。

障がいのある方が、その人にあった自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各種制度や障害福祉サービスについて情報提供を行うとともに、地域の事業者と協議しながら社会資源の充実に努めます。

相談や情報提供に関しては、日常的な困りごとや安全対策、就労・教育など幅広い分野での対応が必要となるため、江別市自立支援協議会を活用していきます。

【サービスの量の確保のための方策】

区 分	内 容
地域生活支援事業	関係機関と連携して支援体制を整備し、引き続き必要な量のサービスを提供できるよう確保に努めるとともに、広くわかりやすい情報提供を行うことでより一層の利用の促進に努めます。

第7章 計画の実現に向けて

1. 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり

(1) 地域における支え合いの強化

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、地域における孤立を防ぎ、地域全体での支え合いが重要となります。

そのため、地域における交流の場や身近な活動の場の整備を図り、身近にいる障がいのある方の障がいの程度や緊急時における支援の必要性などを、地域の方が認識できる機会の提供に努めます。

また、障がいのある方の重度化や高齢化が進む中であって、障がいのある方が安全・安心に地域の中で自立して生活できるように、必要な機能を集約した地域生活支援拠点の整備が求められています。

さらに、精神障がいのある方の地域生活への移行を推し進めていくため、保健・医療・福祉等の関係機関による協議の場の確保を目指し、近隣市との連携や圏域での対応を含め、障がいのある方の地域生活を支援する体制を検討していきます。

(2) 障がいに対する理解促進及び障がいのある方への配慮

障がいのある方が必要な配慮を受けることができるよう、今後も障がいに対する理解を促進するための取組みを進めていくことが重要です。

広報などによる障がいへの理解を促進するための情報発信やポスターなどによるヘルプマーク等の普及啓発、小中学生を対象としたこころのバリアフリー教室を行うなどして理解を深めていくとともに、障害者差別解消法の施行を受け、障がいのある方が必要な配慮を受けられるよう、体制整備を進めるよう努めます。

2. 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり

(1) 達成状況の検証及び評価

障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくりに取り組むため、各年度において計画に対する実績を把握し、その時々障がい福祉施策や関連施策の動向、障がいのある方や地域の実情などを踏まえながら、計画の分析・評価（PDCA サイクル^{※43}）を行い、サービス量などについて必要がある場合には、計画の見直しなどを実施します。

(2) 支援体制の強化

障がい福祉施策の円滑な推進のため、障がいのある方、事業者、関係団体などによる江別市自立支援協議会を活用し、それぞれの考えや情報を共有し、連携強化を図るとともに、市の関係部署や国、北海道、他市町村、自治会などとの連携、情報交換などにより福祉行政の推進に努めます。

(3) 財政基盤の確立

障がい福祉の推進に必要な財源については、障がいのある方の意向や民間福祉事業者の事業展開を踏まえ、国及び北海道との協議の上、適切に確保するように努めます。

また、各種施策については国の動向や中長期的な財政状況のみならず、地域の状況なども勘案しつつ、優先度の高いものから順に取り組むように努めます。

資料編

資料1 障がい者支援・えべつ21プラン（第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画）策定経過

年 月	策 定 経 過
平成29年 7月	第1回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 委嘱状交付、正副委員長選出、計画概要説明、スケジュール確認 第1期障がい児福祉計画の意向調査に関する協議
8月	第2回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 第1期障がい児福祉計画の意向調査に関する実施報告 第4期障がい者福祉計画及び第4期障がい福祉計画に関する進捗報告 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の見込量について協議 江別市子どもの福祉に関するアンケート調査の実施
9月	江別市自立支援協議会ヒアリングの実施
10月	第3回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 第4期障がい福祉計画に関する進捗報告 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の見込量について 第1期障がい児福祉計画の意向調査に関する結果報告と課題のまとめ について協議 障がい福祉に係る関係団体ヒアリングの実施
11月	第4回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 計画（素案）の協議
12月	第5回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 計画（案）の協議、パブリックコメントの実施について報告 計画（案）市民意見募集の実施（市ホームページ及び市内各施設）
平成30年 1月	
2月	第6回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 計画（案）に関する市民意見募集の結果について報告 計画（最終案）について協議
3月	計画策定

資料 2 江別市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

(任期：平成 29 年 7 月 11 日から平成 30 年 3 月 31 日)

区 分	所 属 団 体	氏 名	備 考
学識経験者	北翔大学	今井 博康	委員長
各種団体関係者	江別市自立支援協議会相談支援部会	小西 倫枝	
	江別市自立支援協議会就労支援部会	山本 雅也	
	江別市自立支援協議会子ども部会	谷藤 弘知	
	江別市民生委員児童委員連絡協議会	小林 正枝	
	江別市ボランティア団体連絡会	工藤 祐三	
	江別市社会福祉協議会	中川 雅志	副委員長
	江別市在宅福祉サービス公社	那須野 素乃子	
	江別市小中学校長会	白川 純	
	子育て支援センター事業推進担当	菅原 由美子	
市民公募		岩城 美月	
		石井 則男	
		松本 拓生	

(順不同、敬称略)

資料3 江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 江別市における障がい福祉の推進を図ることを目的として、江別市障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 江別市障がい福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 江別市障がい者福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 江別市障がい児福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障がい福祉の推進を図るために必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、各期計画開始の前年度末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を1名置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 副委員長は、委員長の指名により決定する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議（以下「会議という」。）を招集し、会議の議長を務める。

2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月21日から施行する。

附 則（平成20年9月9日）

この要綱は、平成20年9月9日から施行する。

附 則（平成29年4月19日）

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

資料 4 市民意見募集の結果概要

■意見の募集結果

募集期間	平成 29 年 12 月 26 日（火）から平成 30 年 1 月 25 日（木）まで
提出者数	2 名
提出件数	3 件

■意見の反映状況

区分	意見の反映状況	件数
A	意見を受けて案に反映したもの	0
B	案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの	1
C	案に反映していないが、計画の展開にあたって参考等とするもの	1
D	案に取り入れなかったもの	0
E	その他の意見	1
	合 計	3

■いただいたご意見の内容等（個人を特定できる内容が含まれている部分については一部要約していますが、提出いただきましたご意見は、できるかぎり原文のとおり掲載しております。）

○第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画【障がい者支援・えべつ 2 1 プラン】（案）について

連番	意見の内容	市の考え方	区分
1	<p>障がいの有無、障がいのある人と健常者の障壁をこえた、平等な価値観のもと生活をしてゆく考え方を専門用語ではありますが、「ノーマライゼーション」といいます。</p> <p>私がかつて住んでいた美唄市は福祉のまちとして有名で、知的障がい者施設が多いまちであり、そうした人たちを受け入れる、そこに住む人もあたたかい心をもった人たちが多かったように思</p>	<p>ノーマライゼーションの推進は重要なことから、障がい者支援・えべつ 2 1 プランの基本目標 2 に「ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大」を掲げて施策の展開に努めているところです。今後においても、第 7 章（2）に記載しているとおり、「障がいに対する理解促進及び障がいのある方への配慮」として、障がいに対する理解を促進するための啓発や障害者差別解消</p>	B

	<p>います。私自身も、現在うつ病で精神科に通院し、3級の精神障害者保健福祉手帳を持っています。江別市においても、「障害」の表記は、「障がい」とするなど、そうした障壁を取り除く努力がなされていると感じています。こうした動きがより強まるよう、行政としてもよりいっそうの努力がなされることが期待されるばかりです。</p>	<p>法の施行を受けて障がいのある方が必要な配慮を受けられるよう体制整備に努めることとしており、引き続きノーマライゼーションの推進に努めてまいります。</p>	
2	<p>4月から導入する自立生活援助で一般就労している人でも対象なのかどうかを知りたいです。</p>	<p>4月から創設される自立生活援助の対象者につきましては、障害者支援施設やグループホーム等を利用して現に家族と同居している又は一人暮らしをしている障がいのある方で、一人暮らし（の継続）を希望する方とされているところですので。なお、利用に当たっての詳細な要件等がまだ示されていないため、改めてお知らせする予定です。</p>	E
3	<p>十勝の本別町では高齢者と障がい者のアパートなどの入居支援を行っていることが新聞に掲載されていました。江別市でも同様の支援を希望します。</p>	<p>障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、相談支援事業所をはじめ関係機関と連携しながら、情報提供やグループホーム等の障害福祉サービスの提供など、障がいのある方の住まいの支援に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の障がい福祉施策を展開していくうえでの参考とさせていただきます。</p>	C

資料5 江別市内障害福祉サービス等事業所一覧

(えべつつなび 江別市福祉事業所ガイドブック 平成29年版から抜粋)

相談と計画作成

事業所名	ページ	地図番号 (所在エリア)	計画作成 (18歳未満)	計画作成 (18歳以上)	相談支援	就労相談	精神障がい 生活相談
障がい者支援センター	16	1 (A3)			○		
すてら	17	6 (D3)				○	
あすか(相談)	18	3 (E3)					○
いきいき(計画・相談)	19	1 (A3)		○	○		
はいはい	20	62 (D4)		○	○		
ウイズ明日	21	4 (E3)	○	○	○		
まるく	22	6 (D3)		○			
あるて(計画)	23	27 (E4)		○			
のつぼろ	24	33 (D3)		○			
萌えぎ野西(計画)	25	16 (G4)		○			
ひまわり	26	34 (E3)		○			
あけぼの	27	60 (G5)		○			
子ども発達支援センター	28	7 (E3)	○				
ゆーべる	29	11 (A3)	○				
てまりの華(計画)	30	64 (E2)	○				

18歳未満の方

事業所名	ページ	地図番号 (所在エリア)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	日中一時支援	保育所等 訪問支援
あゆみ	31	7 (E3)	○	○		○
こだま	32	8 (E3)	○			○
こだま分室	32	9 (B3)	○			○
ピリープ野幌	33	10 (D5)	○	○		
ピリープ大麻	34	17 (C3)	○	○		
クオレ文京台	35	11 (A3)	○	○		
きずな大麻	36	12 (A3)	○	○		
きずな見晴台	37	39 (E2)	○	○		
きずな寿	38	53 (D2)	○	○		
ぼなぼな	39	13 (D4)	○			
ちりちり	39	13 (D4)		○		
すぼ・まい	40	14 (D4)	○	○		
すぼ・まい東野幌	41	40 (D4)	○	○		
kaede	42	15 (C3)			○	
ラブアリス	43	41 (D4)	○	○		
きらきら江別	44	42 (D3)	○	○		
きらきら幸町	45	54 (D3)	○	○		
てらこやキッズクラブ	46	43 (D3)	○	○		
てらこやキッズハウス	47	44 (D3)	○	○		
てまりの華	48	55 (E3)	○	○		
ハウルの丘	49	41 (D4)	○	○		
あんあんclass	50	65 (E3)	○	○	○	
風の丘(児童)	51	66 (D3)	○	○	○	
らいぶ	52	4 (E3)		○	○	
キッズくらぶパンダ	53	18 (F3)			○	
いきいき(日中一時)	78	1 (A3)			○	

ヘルパーと移動支援

事業所名	ページ	地図番号 (所在エリア)	居宅介護	重度訪問介護	移動支援	行動援護	同行援護
らいぶ	52	4 (E3)	○	○	○	○	○
はるケアサービス	53	18 (F3)	○	○	○		
ニチイ野幌	54	19 (D3)	○	○	○		○
ニチイ江別向ヶ丘	55	20 (E3)	○	○	○		○
いきいき(ヘルパー)	56	1 (A3)	○	○	○		
わかくさ	57	21 (F3)	○	○	○		
おおあさ	58	22 (B3)	○	○	○		
ぶらいむ	59	23 (D2)	○	○	○		
はばたき	60	24 (E3)	○	○	○		
スノーボード	61	25 (A4)	○	○	○	○	○

ヘルパーと移動支援のつぎ

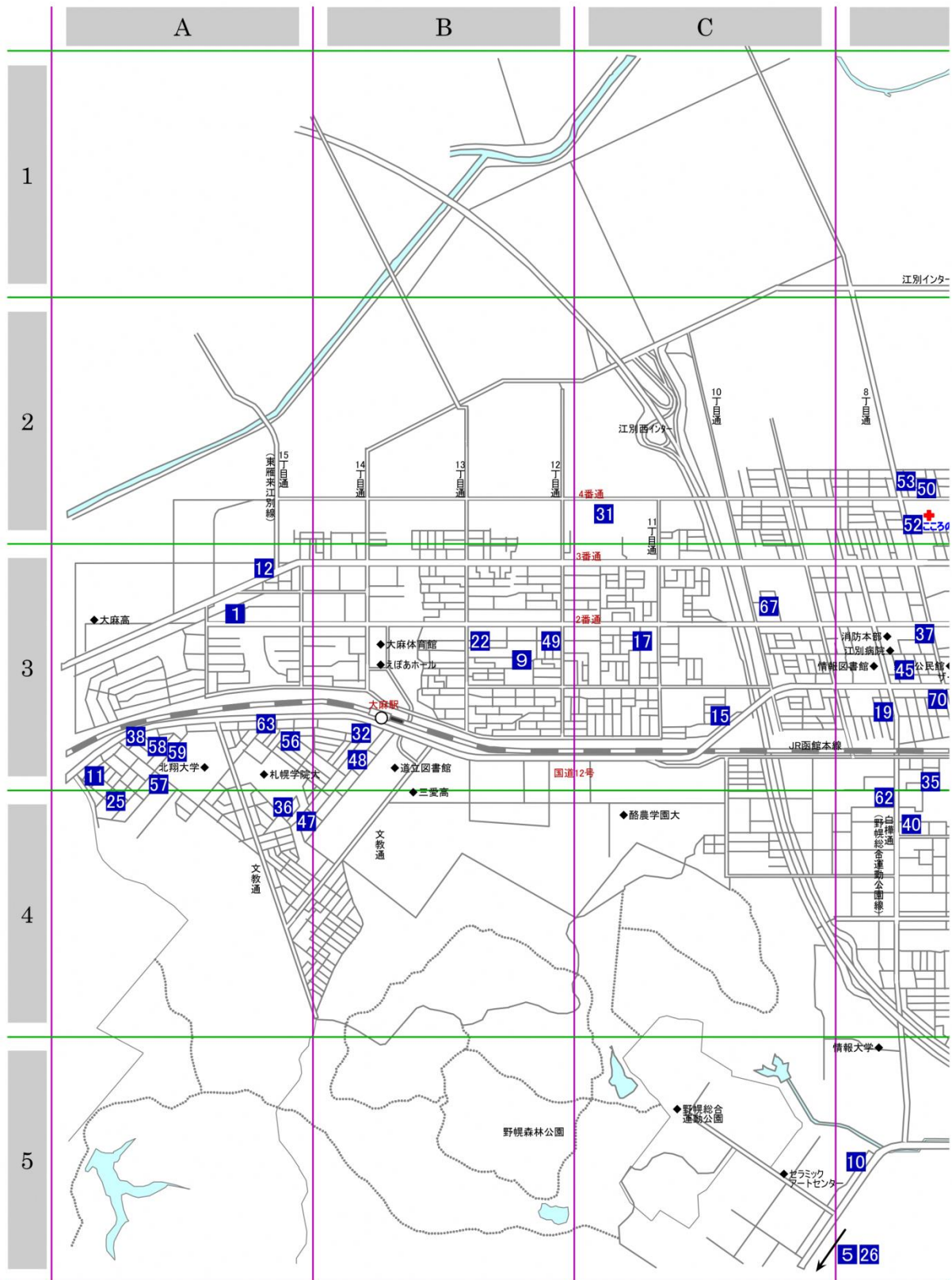
事業所名	ページ	地図番号 (所在エリア)	居宅介護	重度訪問介護	移動支援	行動援護	同行援護
げんき	62	45 (D3)	○	○	○		
結の調	63	46 (F4)	○	○	○		
リフレッシュ	64	7 (E3)			○		
萌えぎ野西(ヘルパー)	65	16 (G4)	○	○			
にじか	66	56 (A3)	○	○	○		
おもてなし	67	57 (A3)	○	○	○		
イトアイ	68	67 (C3)	○	○	○		
まごころハウス	69	68 (F3)	○	○	○		

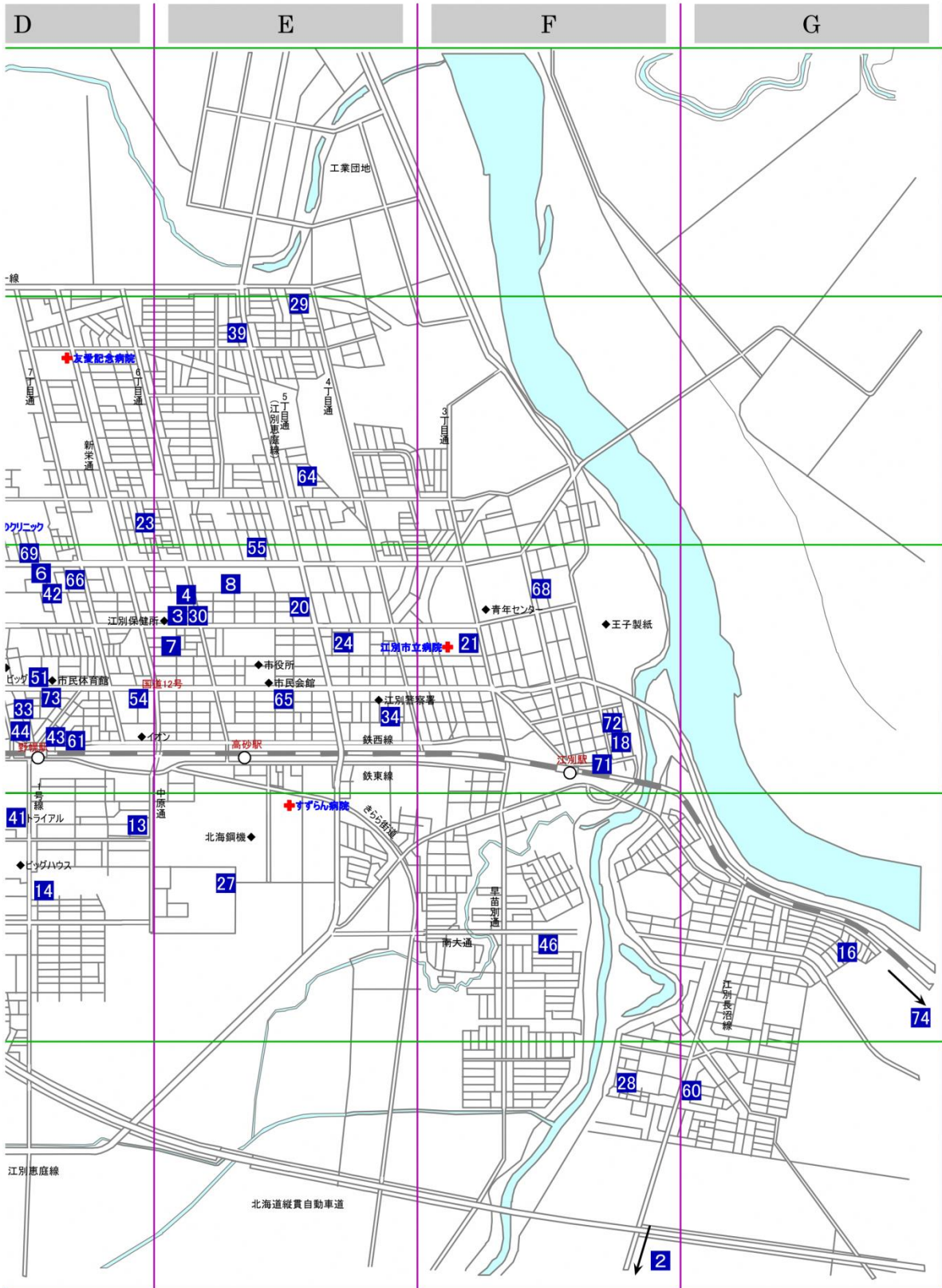
日中活動とすまい

事業所名	ページ	地図番号 (所在エリア)	生活介護	施設入所支援	日中一時支援	短期入所	グループホーム
えべつ明友荘	70	2 (F5)	○	○	○	○	
ハビタット	71	5 (D5)	○	○	○	○	
ニルシ	72	5 (D5)	○		○		
江別緑志苑	73	26 (D5)	○	○			
あるて(生活介護)	74	27 (E4)	○		○		
なでしこ	75	3 (E3)	○				
ななかまど	76	2 (F5)	○				
よるのにじ	77	22 (B3)	○				
らいぶ	52	4 (E3)			○		
いきいき(日中一時)	78	1 (A3)			○		
グループホームフレンド	79	28 (F5)					○
こころの会	80	29 (E2)					○
明生寮	81	30 (E3)					○
ベルシオン	82	36 (A4)					○
ケア・クレディ ケア・クレディII	83	47 (A4)					○
のまる(グループホーム)	84	48 (B3)					○
文京の里	85	59 (A3)					○
はなきりん	86	58 (A3)					○
きずな 寿(グループホーム)	87	53 (D2)					○
ひだまり大塚	88	31 (C2)				○	
ほいっぶ	89	69 (D3)				○	
風の丘	51	66 (D3)			○	○	

就労と作業・余暇

事業所名	ページ	地図番号 (所在エリア)	就労移行支援	就労継続 支援(A型)	就労継続 支援(B型)	地域活動 支援センター	生活訓練
こねくと	90	6 (D3)	○				
ecoワークおおあさ	91	32 (B3)	○				
ecoワーク代々木	92	37 (D3)	○				
笑くぼ	93	33 (D3)	○				
ジョブクルーあるて	94	49 (B3)		○			
ライスネーション	95	50 (D2)		○			
はみんぐプラザ	96	74 (G4)		○			
陽だまりの郷	97	30 (E3)	○			○	
あすか(就労)	98	3 (E3)				○	
ecoワーク野幌	99	51 (D3)				○	
ecoワークNEXT	100	73 (D3)				○	
ecoワーク野幌駅	101	61 (D3)				○	
サニースポット	102	38 (A3)				○	
かたつむりの舎	103	52 (D2)				○	
エール	104	62 (D4)				○	
にわとりプラザーズ	105	63 (A3)				○	
菓子工房笑くぼ	106	70 (D3)				○	
アルブル	107	71 (F3)				○	
NOW	108	72 (F3)				○	
あすか(地活)	109	35 (D3)				○	
りんご広場	110	35 (D3)					○





資料 6 用語解説

1 ページ

※ 1 障害者基本法（しょうがいしゃきほんほう）

障がいのある方の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定めるとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がいに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がいのある方の福祉を増進することを目的とする法律で、昭和 45 年に制定され、社会の変化にあわせて改正が重ねられています。

※ 2 障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）

平成 24 年 6 月に障害者自立支援法を改正する形で公布され、平成 25 年 4 月から施行されました。制度の谷間のない支援をするために障がい者の定義に難病などを加え、平成 26 年 4 月からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが定められました。

※ 3 障害福祉サービス（しょうがいふくしサービス）

障害者総合支援法に基づき提供される自立支援給付のうち、「介護給付」と「訓練等給付」の諸サービスのことです。

障害福祉サービスを利用する場合、市町村に申請し、市町村は福祉サービスの必要性を総合的に判定し、支給決定を行います。支給決定を受けたら、サービス事業者（指定事業者又は指定施設）と契約を交わし、サービスの提供を受けます。

※ 4 難病（なんびょう）

発病の仕組みが明らかでなく、かつ治療法が確立していない疾病であって、長期にわたり療養を必要とするもののことです。難病医療法の施行により、厚生労働大臣の定めた指定難病が医療費助成や障害福祉サービスの対象となっています。

※ 5 法定雇用率（ほうていこようりつ）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、「労働者の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者の総数の割合」を基準として設定しており、民間企業や国、地方自治体等は、一定以上の割合にあたる障がいのある方を雇用する義務があります。なお、平成 30 年 4 月 1 日から精神障がい者も含まれます。

※ 6 精神障がい者（せいしんしょうがいしゃ）

精神障がい（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患）を有する方のことです。

※7 障害者差別解消法（しょうがいしゃさべつかいしょうほう）

障がいを理由とする差別を禁止して、平等な機会や扱いを保障するために、平成 25 年 6 月に公布され、平成 28 年 4 月から施行されました。障がいを理由に差別的な扱いや権利侵害をしてはいけないこと、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮をすること、国は差別や権利侵害を防止するための啓発などを行わなければならないことを定めています。

※8 児童福祉法（じどうふくしほう）

戦後、困窮する子どもの保護や救済と共に、次世代を担う子どもの健全な育成を図るため、昭和 22 年に制定された児童福祉の基盤となる法律です。社会の変化にあわせて改正を重ね、様々な問題から家庭で暮らすことのできない児童等への施設サービスや、保育所における保育サービス、障がい児に対する通所系サービス等が、この法律に基づき実施されています。

2 ページ

※9 アスペルガー症候群（あすぺるがーしょうこうぐん）

知的な遅れがなく、見た目などからはわかりづらいため、気づくのが難しい発達障がいの 1 つです。「社会的に振る舞うことの難しさ」、「コミュニケーションを円滑にすることの難しさ」、「こだわりが強く柔軟に想像・思考することの難しさ」などが特徴です。現在の医療現場では、より包括的な診断である「自閉スペクトラム症」という診断を用いることが多くなっています。

※10 発達障がい者（はったつしょうがいしゃ）

「発達障がい」とは、自閉症や高機能自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、脳の機能の障がいによって起こるものです。「発達障がい者」とは、この障がいのために日常生活や社会生活に相当な制限を受けている方々のことをいいます。障害者基本法の改正によって本計画の対象者と位置づけられました。

3 ページ

※11 江別版「生涯活躍のまち」構想（えべつばん「しょうがいかつやくのまち」こうそう）

中高年齢の方や障がいのある方など多様な主体が交流する「共生のまち」を形成し、生涯にわたって健康でアクティブな生活を送ることができるような地域づくりを目指す構想です。障がい者支援・えべつ 21 プランや高齢者総合計画など関連計画との整合を図りつつ、えべつ未来づくりビジョン（第 6 次江別市総合計画）の個別計画として平成 29 年 3 月に策定されたものです。札幌盲学校跡地への高等養護学校誘致とその余剰地等を活用した拠点地域の整備から、市内 4 大学や商店街など拠点周辺地域の社会資源との連携による大麻地区全体のタウン型へ段階的に展開し、江別市全体へ「生涯活躍のまち」の考え方が波及していくことを目指しています。

4 ページ

※12 ノーマライゼーション（のーまらいぜーしょん）

障がいのある方や高齢者などを含むすべての方が、住み慣れた地域で通常の生活を営み、活動できる社会づくりのことです。

5 ページ

※13 高次脳機能障がい（こうじのうきのうしょうがい）

脳卒中や交通事故などによる脳の損傷が原因で、脳の機能のうち、言語、記憶、注意や情緒といった認知機能に起こる障がいです。

※14 社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）

障がいのある方が社会生活を営むうえで妨げとなる社会的制度や慣行のことです。平成5年3月に政府が策定した「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」の中で、障がいのある方を取り巻く4つの障壁（物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面での障壁、意識上の障壁）があるとされました。

6 ページ

※15 自立支援協議会（じりつしえんきょうぎかい）

障害者総合支援法に基づき、市町村が設置するものです。この協議会は、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、地域の課題を整理しながら、基盤の整備・推進を図り、課題の解決に向け、定期的に協議する場です。相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、権利擁護・地域福祉関係者、障がい福祉関係団体の代表者等から構成されています。

7 ページ

※16 身体障がい者（しんたいしょうがいしゃ）

身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障がいがある18歳以上の方で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた方です。

障がいの種別として、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部機能（心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能及び免疫機能）の障がいがあります。

※17 知的障がい者（ちてきしょうがいしゃ）

知的障害者福祉法では明確な規定はありませんが、厚生労働省調査（平成12年度）により、「知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とされています。

17 ページ

※18 特別支援学級（とくべつしえんがっきゅう）

特別支援学級は、小・中学校に障がいの種別ごとに置かれる8人を上限とする少人数の学級で、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいの学級があります。

18 ページ

※19 通級指導（つうきゅうしどう）

小・中学校の通常学級に在籍している児童・生徒に対して、各教科等の授業は通常学級で行いつつ、発達の状態に応じて、「通級指導教室」という特別の場で、個別の指導を行う特別支援教育の形態の1つです。

19 ページ

※20 指定難病（していなんびょう）

平成27年1月1日から「難病医療法」が施行され、厚生労働大臣が医療費の助成や障害福祉サービス等の受給対象として指定した難病です。施行当初は110疾病でしたが、平成29年4月現在では330疾病に拡大されています。

20 ページ

※21 ケアマネジメント（けあまねじめんと）

障がいのある方の生活ニーズに基づき策定された個々の介護や支援の計画（ケアプラン）に基づき、様々なサービスを一体的・総合的に提供する支援方法です。

※22 ボランティア（ぼらんていあ）

自発的に社会公益活動を行う方々やその活動そのものを示します。団体として活動するものや個人が日常で行う公益活動や善意の行動があります。

※23 バリアフリー（ばりあふりー）

障がいのある方が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを除去することです。道路、建物、交通手段など物理的なものだけではなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、すべての人が自由に社会活動に参加できる社会を目指すという考え方です。

21 ページ

※24 居住地特例（きょじゅうちとくれい）

障害福祉サービス等の支給に係る事務や公費の負担をするのは、障がいのある方が居住している市町村ですが、一定の施設等の入所・入居者については、入所施設等が存在する市町村の事務や費用の負担が過大とならないよう、入所等する前の市町村が負担する特例のことです。

22 ページ

※25 福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）

一般企業での就労が困難な障がいのある方が、福祉施設などで必要な支援を受けながら訓練を兼ねて働いたり、活動などをおして社会参加を図ることで。

26 ページ

※26 地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

障がいのある方が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）とは別に、地域や利用者の実情に応じて都道府県や市町村が独自に実施するものです。

※27 成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症の方や、知的障がいや精神障がいのある方など、判断能力の不十分な方が財産管理（預貯金の管理、遺産分割など財産に関する事）や身上監護（介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所などの生活に関する事）について、契約などの法律行為を行うときに、本人の意思を出来る限り生かしながら支援する制度で、各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人等が選任され対応します。平成 12 年 4 月の民法改正による禁治産・準禁治産制度に代わり制度化されました。

※28 要約筆記（ようやくひっき）

聴覚障がいのある方のコミュニケーションを支援するために、その場で話の内容を要約し、文字で伝える筆記通訳のことです。ノートやホワイトボードに手書きしたり、パソコンなどを使用してスクリーンに映したりして行います。

36 ページ

※29 障がい者支援センター（しょうがいしゃしえんせんたー）

障がいのある方やその家族が日常生活を営むうえでの悩みを相談することで、不安を解消し、自立した社会生活を営むため、専任相談員による相談支援を行ったり、適切な支援機関につなげる相談窓口のことです。

※30 地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんせんたー）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスや医療制度等について、相談支援を行ったり、ケアマネージャーが総合的に調整して支援する地域の拠点となる相談窓口のことです。

※31 えべつつなび

「江別市福祉事業所ガイドブック」の呼称です。江別市自立支援協議会の専門部会である相談支援部会で作成し、福祉課と子育て支援課で配付している他、市ホームページからもダウンロードできます。URL（ゆーあーるえる）は、次のとおりです。

<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/uploaded/attachment/31667.pdf>

37 ページ

※32 ガイドヘルパー（がいどへるぱー）

「移動介護従事者」の別称で、全身性障がい、視覚障がい、知的障がいのある方など、障がいの特性により一人で外出するのが困難な方について必要なサポートや介助を行う人のことです。

38 ページ

※33 ジョブコーチ（じょぶこーち）

「職場適応援助者」の別称で、障がいのある方が一般就労するための支援や、就職後も円滑に就労が続けられるよう、職場に出向いて障がいへの理解を促すための助言や仕事の内容・環境の改善提案等の支援を行う人のことです。障害者就労相談支援事業所「すてら」でも、同様の支援を行っています。

※34 ヘルプマーク（へるぷまーく）

人工関節や内部障がい、難病等、外見からわからなくても支援や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのストラップ型のマークのことです。福祉課と大麻出張所で配付しています。

※35 ヘルプカード（へるぷかーど）

障がいのある方等が災害時や日常生活の中で困った時に、周囲に障がいの理解や支援を求めるために、緊急連絡先や必要な支援の内容を記載した免許証サイズのカードのことです。福祉課や大麻出張所で配付している他、市ホームページからもダウンロードできます。URL（ゆーあーるえる）は次のとおりです。

<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/uploaded/attachment/30613.pdf>

※36 個別支援保育（こべつしえんほいく）

申込みをする年度の4月1日現在で満4歳以上の障がいのある児童を対象に、保育所や認定こども園で実施する保育のことです。

39 ページ

※37 ライフステージ（らいふすてーじ）

人の一生における「幼年期」、「児童期」、「青年期」、「壮年期」、「老年期」などに分けた、それぞれの段階のことです。

45 ページ

※38 重症心身障がい児（じゅうしょうしんしんしょうがいじ）

重度の肢体不自由と知的障がい重複してある児童のことです。呼吸管理等、常に医療管理が必要な場合、「超重症児」と表現されることもあります。

※39 医療的ケア（いりょうてきけあ）

日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のことです。具体例として、痰吸引や胃ろう、経鼻栄養などがあります。必要な研修を受けた介護者等にも医療的ケアの一部は行えませんが、看護師等にしか行えない医療的ケアもあります。

48 ページ

※40 モニタリング（もにたりんぐ）

障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、支給決定期間内に利用状況を確認し、利用の結果、心身の状況、環境や本人の利用の意向等を勘案し、サービス等利用計画等の見直しを行うことです。

52 ページ

※41 こころのバリアフリー教室（こころのばりあふりーきょうしつ）

障がいのある方への理解を深めるため、小学生を対象に行う、車いすや白杖体験教室のことです。

※42 ストマ（すとま）

手術等によって腹壁に造られた排泄口のこと、ストーマともいいます。人工肛門等の消化器ストーマと、人工膀胱等の尿路ストーマがあります。

55 ページ

※43 P D C A サイクル（ぴーでいーしーえーさいくる）

計画の立案から評価に至るまでの過程として、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルとして表したもので、事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方を示しています。

障がい者支援・えべつ21プラン

第5期障がい福祉計画（平成30年度～平成32年度）

第1期障がい児福祉計画（平成30年度～平成32年度）

平成30年（2018年）3月発行

編集 江別市障がい福祉計画等策定委員会

発行 江別市健康福祉部

住所 〒067-8674 江別市高砂町6番地

電話 011-381-1031

FAX 011-381-1073